

下水道用設計標準歩掛表（令和6年度版）の改定

新旧対照表

—第2巻 ポンプ場・処理場—

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場

頁	改定趣旨	現 行										
1	本工事費内訳の改定	レベル1 工事区分	レベル2 工 種	レベル3 種 別	レベル4 細 別	レベル5 規格	総括表用 単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	
		処理場・ ポンプ場										
		(中略)										
			法 面 工									A-2
				植 生 工								*
					種 子 散 布		m ²					*
					野 芝 種 子 吹 付		m ²					*
					張 芝		m ²					*
					筋 芝		m ²					*
					市 松 芝		m ²					*
			被 覆 シ ー ト 張		m ²					*		
			養 生 (散 水 養 生)		m ²					*		
5	本工事費内訳の改定		本 体 築 造 工								B-6-2	
				伸 縮 継 手 工							*	
					目 地 板		m ²				*	
					止 水 板		m				*	
					伸 縮 目 地 充 填		m				*	
					可 と う 継 手		箇所				*	
					スリ ッ プ 〃 ハ ー ン		箇所				*	
7	本工事費内訳の改定		場 内 管 路 工									
				側 溝 工								
					フ レ キ ャ ス ト L 型 側 溝		m				*	
					L 型 側 溝		m				*	
					均 し コ ン ク リ ー ト		m ²				*	
					P C 管		m				*	
					ヒ ュ ム 管 (B 形 管)		m				*	
					暗 渠 排 水 管		m				*	
					管 (函) 渠 型 側 溝		m				*	
					鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 台 付 管		m				*	
					巻 き コ ン ク リ ー ト		m ²				*	
					側 溝 基 礎		m				*	
					フ レ キ ャ ス ト U 型 側 溝		m				*	
					コ ル ケ ー ト フ リ ュ ム		m				*	
					自 由 勾 配 側 溝		m				*	
			側 溝 蓋		枚				*			

工 種 名		改 定									
ポンプ場・処理場施設 (土木)		レベル1 工事区分	レベル2 工 種	レベル3 種 別	レベル4 細 別	レベル5 規格	総括表用 単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要
		処理場・ ポンプ場									
(中略)											
		法 面 工									A-2
			植 生 工								*
				種 子 散 布		m ²					*
				野 芝 種 子 吹 付		m²					*
				張 芝		m ²					*
				筋 芝		m ²					*
				市 松 芝		m ²					*
				被 覆 シ ー ト 張		m²					*
				養 生 (散 水 養 生)		m²					*
			本 体 築 造 工								B-6-2
				伸 縮 継 手 工							*
					目 地 板		m ²				*
					止 水 板		m				*
					伸 縮 目 地 充 填		m				*
					シ ー ル 材		m				*
					可 と う 継 手		箇所				*
					スリ ッ プ 〃 ハ ー ン		箇所				*
			場 内 管 路 工								
				側 溝 工							
					フ レ キ ャ ス ト L 型 側 溝		m				*
					フ レ キ ャ ス ト L 形 側 溝		m				*
					L 型 側 溝		m				*
					L 形 側 溝		m				*
					均 し コ ン ク リ ー ト		m ²				*
					P C 管		m				*
					ヒ ュ ム 管 (B 形 管)		m				*
					暗 渠 排 水 管		m				*
					管 (函) 渠 型 側 溝		m				*
					鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 台 付 管		m				*
					巻 き コ ン ク リ ー ト		m ²				*
					側 溝 基 礎		m				*
					フ レ キ ャ ス ト U 型 側 溝		m				*
					コ ル ケ ー ト フ リ ュ ム		m				*
					自 由 勾 配 側 溝		m				*
					側 溝 蓋		枚				*

頁	改定趣旨	現 行	
10	本工事費内訳の改定	吐 口 工	
		伸縮継手工	
		目 地 板	m
		止 水 板	m
		伸縮目地充填	m
		可とう継手	箇所
		(中略)	
		コンクリートフロック工 (コンクリートフロック積)	
		コンクリートフロック基礎	m
		フレキャスト基礎	m
		基礎材	m ²
		中詰コンクリート	式 or m ³
		コンクリートフロック積	m ²
		大型フロック積	m ²
		胴込・裏込コンクリート	m ²
胴込・裏込材(砕石)	m ²		
吸出し防止材(全面)設置	m ²		
遮水シート張	m ²		
目地板	m ²		
養生費	式 or m ²		
天端コンクリート	m ²		
小口止コンクリート	m ²		

工 種 名	ポンプ場・処理場施設(土木)	
		改 定
吐 口 工		
伸縮継手工		
目 地 板	m ²	*
止 水 板	m	*
伸縮目地充填	m	*
シ ー ル 材	m	*
可とう継手	箇所	*
(中略)		
コンクリートフロック工 (コンクリートフロック積)		
コンクリートフロック基礎	m	*
フレキャスト基礎	m	*
現場打基礎コンクリート	m	*
フレキャスト基礎フロック	m	*
現場打小口止コンクリート	m ²	*
フレキャスト小口止フロック	m	*
現場打横帯(隔壁) コンクリート	m ²	*
フレキャスト横帯(隔壁) フロック	m	*
基礎材	m ²	*
中詰コンクリート	式 or m ³	*
コンクリートフロック積	m²	*
コンクリート(間知)フロック積	m ²	*
大型フロック積	m ²	*
胴込・裏込コンクリート	m ²	*
胴込・裏込材(砕石)	m ²	*
吸出し防止材(全面)設置	m ²	*
遮水シート張	m ²	*
目地板	m ²	*
シ ー ル 材	m	*
フレキャスト巻止フロック	m	*
養生費	式 or m ²	*
天端コンクリート	m²	*
現場打天端コンクリート	m ²	*
小口止コンクリート	m²	*

頁		改定趣旨		現		行		工 種 名		改		定		
11	本工事費内訳の改定		コンクリートフ [○] ロック工 (間知フ [○] ロック張)						コンクリートフ [○] ロック工 (間知フ [○] ロック張)					
			コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*		コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*			
			フ [○] レキャスト基礎	m		*		フ [○] レキャスト基礎	m		*			
			基礎材	m ²		*		基礎材	m ²		*			
			中詰コンクリート	式 or m ³		*		中詰コンクリート	式 or m ³		*			
			間知フ [○] ロック張	m ²		*		間知フ [○] ロック張	m ²		*			
			目地板	m ²		*		目地板	m ²		*			
			天端コンクリート	m ³		*		天端コンクリート	m ³		*			
			小口止コンクリート	m ³		*		小口止コンクリート	m ³		*			
			コンクリートフ [○] ロック工 (平フ [○] ロック張)											
			コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*		コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*			
			フ [○] レキャスト基礎	m		*		フ [○] レキャスト基礎	m		*			
			基礎材	m ²		*		基礎材	m ²		*			
			中詰コンクリート	式 or m ³		*		中詰コンクリート	式 or m ³		*			
			連節フ [○] ロック張	m ²		*		連節フ [○] ロック張	m ²		*			
			目地板	m ²		*		目地板	m ²		*			
			天端コンクリート	m ³		*		天端コンクリート	m ³		*			
			小口止コンクリート	m ³		*		小口止コンクリート	m ³		*			
			コンクリートフ [○] ロック工 (連節フ [○] ロック張)											
			コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*		コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*			
			フ [○] レキャスト基礎	m		*		フ [○] レキャスト基礎	m		*			
			基礎材	m ²		*		基礎材	m ²		*			
			中詰コンクリート	式 or m ³		*		中詰コンクリート	式 or m ³		*			
			連節フ [○] ロック張	m ²		*		連節フ [○] ロック張	m ²		*			
			目地板	m ²		*		目地板	m ²		*			
			天端コンクリート	m ³		*		天端コンクリート	m ³		*			
			小口止コンクリート	m ³		*		小口止コンクリート	m ³		*			
			コンクリートフ [○] ロック工 (平フ [○] ロック張)											
			コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*		コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*			
			フ [○] レキャスト基礎	m		*		フ [○] レキャスト基礎	m		*			
			基礎材	m ²		*		基礎材	m ²		*			
			中詰コンクリート	式 or m ³		*		中詰コンクリート	式 or m ³		*			
			連節フ [○] ロック張	m ²		*		連節フ [○] ロック張	m ²		*			
			目地板	m ²		*		目地板	m ²		*			
			天端コンクリート	m ³		*		天端コンクリート	m ³		*			
			小口止コンクリート	m ³		*		小口止コンクリート	m ³		*			
			コンクリートフ [○] ロック工 (連節フ [○] ロック張)											
			コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*		コンクリートフ [○] ロック基礎	m		*			
			フ [○] レキャスト基礎	m		*		フ [○] レキャスト基礎	m		*			
			基礎材	m ²		*		基礎材	m ²		*			
			中詰コンクリート	式 or m ³		*		中詰コンクリート	式 or m ³		*			
			連節フ [○] ロック張	m ²		*		連節フ [○] ロック張	m ²		*			
			目地板	m ²		*		目地板	m ²		*			
			天端コンクリート	m ³		*		天端コンクリート	m ³		*			
			小口止コンクリート	m ³		*		小口止コンクリート	m ³		*			

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場

頁	改定趣旨	現	行
11	本工事費内訳の改定	コンクリートブロック工 (緑化ブロック積)	
		コンクリートブロック基礎	m
		プレキャスト基礎	m
		基礎材	m ²
		中詰コンクリート	式 or m ³
		緑化ブロック積	m ²
		ブロック植栽	本
		天端保護ブロック	m ²
		目地板	m ²
		天端コンクリート	m ²
		小口止コンクリート	m ²
		護岸付属物工	
		横帯コンクリート	m
		プレキャスト横帯コンクリート	m
		小口止	m
		プレキャスト小口止	m
		小口止矢板	枚
		縦帯コンクリート	m
		プレキャスト縦帯コンクリート	m
		巻止コンクリート	m
		プレキャスト巻止コンクリート	m
		平張コンクリート	m ²
		遮水シート張	m ²
		手すり	m
		石積(張)工(構造物単位)	
		石積(張)基礎	m
		プレキャスト基礎	m
		基礎材	m ²
		中詰コンクリート	式 or m ³
		石積	m ²
		石張	m ²
		天端コンクリート	m ²
		目地板	m ²

工種名	ポンプ場・処理場施設(土木)	改	定
	コンクリートブロック工 (緑化ブロック積)		
	コンクリートブロック基礎	m	*
	プレキャスト基礎	m	*
	現場打基礎コンクリート	m	*
	プレキャスト基礎ブロック	m	*
	現場打小口止コンクリート	m ²	*
	プレキャスト小口止ブロック	m	*
	現場打横帯(隔壁)コンクリート	m ²	*
	プレキャスト横帯(隔壁)ブロック	m	*
	基礎材	m ²	*
	中詰コンクリート	式 or m ³	*
	緑化ブロック積	m ²	*
	ブロック植栽	本	*
	天端保護ブロック	m ²	*
	目地板	m ²	*
	シー ル 材	m	*
	プレキャスト巻止ブロック	m	*
	天端コンクリート	m ²	*
	現場打天端コンクリート	m ²	*
	小口止コンクリート	m ²	*
	護岸付属物工		
	横帯コンクリート	m	*
	プレキャスト横帯コンクリート	m	*
	横帯(隔壁)コンクリート	m	*
	プレキャスト横帯(隔壁)コンクリート	m	*
	小口止	m	*
	プレキャスト小口止	m	*
	小口止矢板	枚	*
	縦帯コンクリート	m	*
	プレキャスト縦帯コンクリート	m	*
	巻止コンクリート	m	*
	プレキャスト巻止コンクリート	m	*
	平張コンクリート	m ²	*
	遮水シート張	m ²	*
	手すり	m	*
	石積(張)工(構造物単位)		
	石積(張)基礎	m	*
	プレキャスト基礎	m	*
	プレキャスト基礎ブロック	m	*
	現場打小口止コンクリート	m ²	*
	プレキャスト小口止ブロック	m	*
	現場打横帯(隔壁)コンクリート	m ²	*
	プレキャスト横帯(隔壁)ブロック	m	*
	基礎材	m ²	*
	中詰コンクリート	式 or m ³	*
	石積	m ²	*
	石張	m ²	*
	胴込・裏込コンクリート	m ²	*
	裏込材	m ²	*
	天端コンクリート	m ²	*
	現場打天端コンクリート	m ²	*
	目地板	m ²	*
	シー ル 材	m	*

頁	改定趣旨	現 行	
12	本工事費内訳の改定	石積(張)工	
		石積(張)基礎	m *
		フレキャスト基礎	m *
		基礎材	m ² *
		中詰コンクリート	式 or m ² *
		石積	m ² *
		石張	m ² *
		胴込・裏込コンクリート	m ² *
		裏込材	m ² *
		天端コンクリート	m ² *
		目地板	m ² *

		改 定	
	石積(張)工		
	石積(張)基礎	m	*
	フレキャスト基礎	m	*
	フレキャスト基礎 フロック	m	*
	現場打小口止コンクリート	m ²	*
	フレキャスト小口止 フロック	m	*
	現場打横帯(隔壁)コンクリート	m ²	*
	フレキャスト横帯(隔壁) フロック	m	*
	基礎材	m ²	*
	中詰コンクリート	式 or m ²	*
	石積	m ²	*
	石張	m ²	*
	胴込・裏込コンクリート	m ²	*
	裏込材	m ²	*
	天端コンクリート	m ²	*
	現場打天端コンクリート	m ²	*
	目地板	m ²	*
	シール材	m	*

13	本工事費内訳の改定	場内・進入道路工			
		植生工			
		種子散布	m ² *		
		野芝種子吹付	m ² *		
		張芝	m ² *		
		筋芝	m ² *		
		市松芝	m ² *		
		被覆シート張	m ² *		
		養生(散水養生)	m ² *		
		(中略)			
		側溝工			
		フレキャストL型側溝	m *		
		L型側溝	m *		
均しコンクリート	m ² *				
P C管	m *				
ヒューム管(B形管)	m *				
暗渠排水管	m *				
管(函)渠型側溝	m *				
鉄筋コンクリート台付管	m *				
巻きコンクリート	m ² *				
側溝基礎	m *				
フレキャストU型側溝	m *				
コルケートフリューム	m *				
自由勾配側溝	m *				
側溝蓋	枚 *				

	場内・進入道路工		
	植生工		
	種子散布	m ² *	
	野芝種子吹付	m²	*
	張芝	m ²	*
	筋芝	m ²	*
	市松芝	m ²	*
	被覆シート張	m²	*
	養生(散水養生)	m²	*
	(中略)		
	側溝工		
	フレキャストL型側溝	m	*
	フレキャストL形側溝	m	*
	L型側溝	m	*
	L形側溝	m	*
	均しコンクリート	m ²	*
	P C管	m	*
	ヒューム管(B形管)	m	*
	暗渠排水管	m	*
	管(函)渠型側溝	m	*
	鉄筋コンクリート台付管	m	*
	巻きコンクリート	m ²	*
	側溝基礎	m	*
	フレキャストU型側溝	m	*
	コルケートフリューム	m	*
	自由勾配側溝	m	*
	側溝蓋	枚	*

頁	改定趣旨	現	行		
16	本工事費内訳の改定	擁壁工			
		場所打擁壁工			
			般 運 搬	m ³	*
			般 処 分	m ³	*
			基 礎 材	m ³	*
			均 し コ ン ク リ ー ト	m ³	*
			コ ン ク リ ー ト	m ³	*
			鉄 筋	t	*
			型 枠	式 or m ²	*
			足 場	式 or 掛m ²	*
			目 地 板	m ²	*
			止 水 板	m	*
			伸 縮 目 地 充 填	m	*
			水 抜 ハ イ フ ー	式 or m	*
			吸 出 し 防 止 材	m ²	*
		(中略)			
			コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)		
			コンクリートブロック基礎	m	*
			プレキャスト基礎	m	*
			基礎材	m ³	*
	中詰コンクリート	式 or m ³	*		
	コンクリートブロック積	m ³	*		
	大型ブロック積	m ³	*		
	胴込・裏込コンクリート	m ³	*		
	胴込・裏込材(碎石)	m ³	*		
	吸出し防止材(全面)設置	m ²	*		
	遮水シート張	m ²	*		
	目地板	m ²	*		
	養生費	式 or m ³	*		
	天端コンクリート	m ³	*		
	小口止コンクリート	m ³	*		

工種名	ポンプ場・処理場施設(土木)		改	定
	擁壁工			
	場所打擁壁工			
		般 運 搬	m ³	*
		般 処 分	m ³	*
		基 礎 材	m ³	*
		均 し コ ン ク リ ー ト	m ³	*
		コ ン ク リ ー ト	m ³	*
		鉄 筋	t	*
		型 枠	式 or m ²	*
		足 場	式 or 掛m ²	*
		目 地 板	m ²	*
		止 水 板	m	*
		伸縮目地充填	m	*
		シ ー ル 材	m	*
		水 抜 ハ イ フ ー	式 or m	*
		吸 出 し 防 止 材	m ²	*
(中略)				
		コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)		
		コンクリートブロック基礎	m	*
		プレキャスト基礎	m	*
		現場打基礎コンクリート	m	*
		プレキャスト基礎ブロック	m	*
		現場打小口止コンクリート	m ³	*
		プレキャスト小口止ブロック	m	*
		現場打横帯(隔壁) コンクリート	m ³	*
		プレキャスト横帯(隔壁) ブロック	m	*
		基礎材	m ³	*
		中詰コンクリート	式 or m ³	*
		コンクリートブロック積	m³	*
		コンクリート(間知)ブロック積	m ³	*
		大型ブロック積	m ³	*
		胴込・裏込コンクリート	m ³	*
		胴込・裏込材(碎石)	m ³	*
		吸出し防止材(全面)設置	m ²	*
		遮水シート張	m ²	*
		目地板	m ²	*
		シ ー ル 材	m	*
		プレキャスト巻止ブロック	m	*
		養生費	式 or m ³	*
		天端コンクリート	m³	*
		現場打天端コンクリート	m ³	*
		小口止コンクリート	m ³	*

頁	改定趣旨	現	行
18	本工事費内訳の改定	コンクリートブロック工 (緑化ブロック積)	
		コンクリートブロック基礎	m
		フレキヤスト基礎	m
		基礎材	m ²
		中詰コンクリート	式 or m ³
		緑化ブロック積	m ²
		ブロック植栽	本
		天端保護ブロック	m ²
		目地板	m ²
		天端コンクリート	m ³
		小口止コンクリート	m ³
		緑化ブロック工	
		緑化ブロック積	m ²
		遮水シート張	m ²
		養生費	m ²
		足場	式 or #m ²
		ブロック植栽	本
		天端コンクリート	m ³
		目地板	m ²
		石積(張)工(構造物単位)	
		石積(張)基礎	m
		フレキヤスト基礎	m
		基礎材	m ²
		中詰コンクリート	式 or m ³
		石積	m ²
		石張	m ²
		天端コンクリート	m ³
		目地板	m ²

改	定
コンクリートブロック工 (緑化ブロック積)	
コンクリートブロック基礎	m
フレキヤスト基礎	m
現場打基礎コンクリート	m
フレキヤスト基礎ブロック	m
現場打小口止コンクリート	m ³
フレキヤスト小口止ブロック	m
現場打横帯(隔壁) コンクリート	m ²
フレキヤスト横帯(隔壁) ブロック	m
基礎材	m ²
中詰コンクリート	式 or m ³
緑化ブロック積	m ²
ブロック植栽	本
天端保護ブロック	m ²
目地板	m ²
シール材	m
フレキヤスト巻止ブロック	m
天端コンクリート	m³
現場打天端コンクリート	m ³
小口止コンクリート	m³
緑化ブロック工	
緑化ブロック積	m ²
遮水シート張	m ²
養生費	m ²
足場	式 or #m ²
ブロック植栽	本
天端コンクリート	m³
現場打天端コンクリート	m ³
目地板	m ²
シール材	m
石積(張)工(構造物単位)	
石積(張)基礎	m
フレキヤスト基礎	m
フレキヤスト基礎ブロック	m
現場打小口止コンクリート	m ³
フレキヤスト小口止ブロック	m
現場打横帯(隔壁) コンクリート	m ²
フレキヤスト横帯(隔壁) ブロック	m
基礎材	m ²
中詰コンクリート	式 or m ³
石積	m ²
石張	m ²
天端コンクリート	m³
現場打天端コンクリート	m ³
目地板	m ²
シール材	m

頁	改定趣旨	現 行	
19	本工事費内訳の改定	石積（張）工	
		石積（張）基礎	m *
		フレキヤスト基礎	m *
		基礎材	m ² *
		中詰コンクリート	式 or m ² *
		石積	m ² *
		石張	m ² *
		胴込・裏込コンクリート	m ² *
		裏込材	m ² *
		天端コンクリート	m ² *
		目地板	m ² *

改 定	
石積（張）工	
石積（張）基礎	m *
フレキヤスト基礎	m *
フレキヤスト基礎ブロック	m *
現場打小口止コンクリート	m ² *
フレキヤスト小口止ブロック	m ² *
現場打横帯（隔壁）コンタリート	m ² *
フレキヤスト横帯（隔壁）ブロック	m ² *
基礎材	m ² *
中詰コンクリート	式 or m ² *
石積	m ² *
石張	m ² *
胴込・裏込コンクリート	m ² *
裏込材	m ² *
天端コンクリート	m² *
現場打天端コンクリート	m ² *
目地板	m ² *
シール材	m *

場内植栽工	
植生工	
種子散布	m ² *
養生（散水養生）	m ² *
客土吹付	m ² *
植生基材吹付	m ² *
植生シート	m ² *
植生マット	m ² *
植生筋	m ² *
張芝	m ² *
筋芝	m ² *
市松芝	m ² *
人工張芝	m ² *
植生穴	m ²

場内植栽工	
植生工	
種子散布	m ² *
養生（散水養生）	m² *
客土吹付	m ² *
植生基材吹付	m ² *
植生シート	m ² *
植生マット	m ² *
植生筋	m ² *
張芝	m ² *
筋芝	m ² *
市松芝	m ² *
人工張芝	m ² *
植生穴	m ²

修景池・水路工	
修景池工	
基礎材	m ² *
均しコンクリート	m ² *
コンクリート	m ² *
鉄筋	t *
型枠	式 or m ² *
シート防水（修景）	m ²
目地材	m ² *
止水板	m *
伸縮目地充填	m
仕上り	m ²
小型角落し	箇所

修景池・水路工	
修景池工	
基礎材	m ² *
均しコンクリート	m ² *
コンクリート	m ² *
鉄筋	t *
型枠	式 or m ² *
シート防水（修景）	m ²
目地材	m² *
目地板	m ² *
止水板	m *
伸縮目地充填	m
シール材	m *
仕上り	m ²
小型角落し	箇所

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場

工種名 ポンプ場・処理場施設（土木）

頁	改定趣旨	現	行						
20	本工事費内訳の改定	修景池水路及びます工							
		基礎材	m ²					*	
		均シコンクリート	m ²					*	
		コンクリート	m ³					*	
		鉄筋	t					*	
		型枠	式 or m ²					*	
		シート防水(修景)	m ²					*	
		目地材	m ²					*	
		止水板	m					*	
		伸縮目地充填	m						
		集水ます(既製)	箇所						
集水ます(現場打)	箇所								

		改	定						
		修景池水路及びます工							
		基礎材	m ²					*	
		均シコンクリート	m ²					*	
		コンクリート	m ³					*	
		鉄筋	t					*	
		型枠	式 or m ²					*	
		シート防水(修景)	m ²					*	
		目地材	m²					*	
		目地板	m ²					*	
		止水板	m					*	
		伸縮目地充填	m					*	
		シール材	m					*	
		集水ます(既製)	箇所						
		集水ます(現場打)	箇所						

頁	改定趣旨	現	行						
22	本工事費内訳の改定	構造物撤去工							
		構造物撤去工							
		L型側溝撤去	式 or m					*	
		ヒューム管撤去	式 or m					*	
		ボックスカルバート撤去	式 or m					*	
		P C管撤去	式 or m					*	
		暗渠排水管撤去	式 or m					*	
		管(函)渠型側溝撤去	式 or m					*	
		集水桝撤去	式 or 基					*	
		コルケートハイフ撤去	式 or m					*	
		コルケートフリューム撤去	式 or m					*	
		マンホール撤去	式 or 基					*	
		鉄筋コンクリート台付管撤去	式 or m					*	
		U型側溝撤去	式 or m					*	
		蓋版撤去	式 or 枚					*	
		フレキスト擁壁撤去	式 or m						
		フェンス撤去	式 or m						
		手すり撤去	式 or m						
		歩車道境界ブロック撤去	式 or m					*	
		地先境界ブロック撤去	式 or m					*	
		殻運搬	m ³					*	
		殻処分	m ³					*	
		現場発成品運搬	式 or 回					*	

		改	定						
		構造物撤去工							
		構造物撤去工							
		L型側溝撤去	式 or m					*	
		L形側溝撤去	式 or m					*	
		ヒューム管撤去	式 or m					*	
		ボックスカルバート撤去	式 or m					*	
		P C管撤去	式 or m					*	
		暗渠排水管撤去	式 or m					*	
		管(函)渠型側溝撤去	式 or m					*	
		集水桝撤去	式 or 基					*	
		コルケートハイフ撤去	式 or m					*	
		コルケートフリューム撤去	式 or m					*	
		マンホール撤去	式 or 基					*	
		鉄筋コンクリート台付管撤去	式 or m					*	
		U型側溝撤去	式 or m					*	
		蓋版撤去	式 or 枚					*	
		フレキスト擁壁撤去	式 or m						
		フェンス撤去	式 or m						
		手すり撤去	式 or m						
		歩車道境界ブロック撤去	式 or m					*	
		地先境界ブロック撤去	式 or m					*	
		殻運搬	m ³					*	
		殻処分	m ³					*	
		現場発成品運搬	式 or 回					*	

下水道用設計標準歩掛表の一部改定（案） 第2巻 ポンプ場・処理場編

工 種 名	ポンプ場・処理場施設（機械）
-------	----------------

頁	改定趣旨	現 行	改 定
59	基準改定	<p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>カ 完成図書及び電子媒体等の作成に要する費用</p> <p>キ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用（工事情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>イ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p>	<p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>カ 完成図書及び電子媒体等の作成に要する費用</p> <p>キ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用（工事情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>イ 3次元起工測量、3次元設計データ等の作成に要する費用</p> <p>ウ 遠隔臨場の実施に要する費用</p> <p>エ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用</p> <p>オ その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p>

88	表記の修正	表一 補正率表	表一 補正率表																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>作 業 種 別</th> <th>補正率</th> <th>適 用 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危 険 作 業</td> <td>悪環境における作業</td> <td>0.2</td> <td>毒性ガスの発生する恐れのある場所及び危険物、劇毒物を保管している場所または施工に作業性の悪い場所</td> </tr> <tr> <td>高所または地下における作業</td> <td>0.1</td> <td>地表または床面より5m以上、または地下2m以上の場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作 業 工 程 上 制 約 がある 作 業</td> <td>複雑な制約がある作業</td> <td>0.4</td> <td rowspan="2">次の制約条件がある場合 (1) 競合 (2) 停電等による作業能率低下</td> </tr> <tr> <td>単純な制約がある作業</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>錯 綜 場 所</td> <td>錯綜がある所での作業</td> <td>0.3</td> <td>機器まわり、管廊等で特に錯綜する場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">深 夜 間</td> <td>夜間作業</td> <td></td> <td>関係通達による。</td> </tr> <tr> <td>深夜作業</td> <td></td> <td>関係通達による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 補正率は、作業内容に応じて特に必要な場合には、適宜補正する。 2 撤去工事の歩掛りにも適用できる。</p>	区 分	作 業 種 別	補正率	適 用 基 準	危 険 作 業	悪環境における作業	0.2	毒性ガスの発生する恐れのある場所及び危険物、劇毒物を保管している場所または施工に作業性の悪い場所	高所または地下における作業	0.1	地表または床面より5m以上、または地下2m以上の場所	作 業 工 程 上 制 約 がある 作 業	複雑な制約がある作業	0.4	次の制約条件がある場合 (1) 競合 (2) 停電等による作業能率低下	単純な制約がある作業	0.2	錯 綜 場 所	錯綜がある所での作業	0.3	機器まわり、管廊等で特に錯綜する場所	深 夜 間	夜間作業		関係通達による。	深夜作業		関係通達による。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>作 業 種 別</th> <th>補正率</th> <th>適 用 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危 険 作 業</td> <td>悪環境における作業</td> <td>0.2</td> <td>毒性ガスの発生する恐れのある場所及び危険物、劇毒物を保管している場所または施工に作業性の悪い場所</td> </tr> <tr> <td>高所または地下における作業</td> <td>0.1</td> <td>地表または床面より5m以上、または地下2m以上以下の場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作 業 工 程 上 制 約 がある 作 業</td> <td>複雑な制約がある作業</td> <td>0.4</td> <td rowspan="2">次の制約条件がある場合 (1) 競合 (2) 停電等による作業能率低下</td> </tr> <tr> <td>単純な制約がある作業</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>錯 綜 場 所</td> <td>錯綜がある所での作業</td> <td>0.3</td> <td>機器まわり、管廊等で特に錯綜する場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">深 夜 間</td> <td>夜間作業</td> <td></td> <td>関係通達による。</td> </tr> <tr> <td>深夜作業</td> <td></td> <td>関係通達による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 補正率は、作業内容に応じて特に必要な場合には、適宜補正する。 2 撤去工事の歩掛りにも適用できる。</p>	区 分	作 業 種 別	補正率	適 用 基 準	危 険 作 業	悪環境における作業	0.2	毒性ガスの発生する恐れのある場所及び危険物、劇毒物を保管している場所または施工に作業性の悪い場所	高所または地下における作業	0.1	地表または床面より5m以上、または地下2m 以上 以下の場所	作 業 工 程 上 制 約 がある 作 業	複雑な制約がある作業	0.4	次の制約条件がある場合 (1) 競合 (2) 停電等による作業能率低下	単純な制約がある作業	0.2	錯 綜 場 所	錯綜がある所での作業	0.3	機器まわり、管廊等で特に錯綜する場所	深 夜 間	夜間作業		関係通達による。	深夜作業		関係通達による。
区 分	作 業 種 別	補正率	適 用 基 準																																																								
危 険 作 業	悪環境における作業	0.2	毒性ガスの発生する恐れのある場所及び危険物、劇毒物を保管している場所または施工に作業性の悪い場所																																																								
	高所または地下における作業	0.1	地表または床面より5m以上、または地下2m以上の場所																																																								
作 業 工 程 上 制 約 がある 作 業	複雑な制約がある作業	0.4	次の制約条件がある場合 (1) 競合 (2) 停電等による作業能率低下																																																								
	単純な制約がある作業	0.2																																																									
錯 綜 場 所	錯綜がある所での作業	0.3	機器まわり、管廊等で特に錯綜する場所																																																								
深 夜 間	夜間作業		関係通達による。																																																								
	深夜作業		関係通達による。																																																								
区 分	作 業 種 別	補正率	適 用 基 準																																																								
危 険 作 業	悪環境における作業	0.2	毒性ガスの発生する恐れのある場所及び危険物、劇毒物を保管している場所または施工に作業性の悪い場所																																																								
	高所または地下における作業	0.1	地表または床面より5m以上、または地下2m 以上 以下の場所																																																								
作 業 工 程 上 制 約 がある 作 業	複雑な制約がある作業	0.4	次の制約条件がある場合 (1) 競合 (2) 停電等による作業能率低下																																																								
	単純な制約がある作業	0.2																																																									
錯 綜 場 所	錯綜がある所での作業	0.3	機器まわり、管廊等で特に錯綜する場所																																																								
深 夜 間	夜間作業		関係通達による。																																																								
	深夜作業		関係通達による。																																																								

		工 種 名	
		ポンプ場・処理場施設（機械）	
頁	改定趣旨	現 行	改 定
89	注 釈 の 追 加	<p>2. 鑄鉄管（呼び径 350mm 以下）材料の積算 鑄鉄管材料費は、口径別にスケルトン図から集計した、弁類、伸縮管等の長さを除く配管長さと同形管の個数、及びメカニカル直管の本数から下記の算出式で積算する。 $M = [\alpha W0 \beta 1 + WM \beta 2 + (W0 - WM - \alpha W0) \beta 3] \times L \times (1 + \gamma 1 \text{ または } \gamma 2)$ M : 全材料費 (円) α : 異形管率 (口径別) β 1 : 異形管単価 (円/kg) β 2 : メカニカル直管単価 (円/kg) β 3 : フランジ長管単価 (円/kg) γ 1 : 接合材料率 (露出配管部) γ 2 : 接合材料率 (水中配管部) n : メカニカル直管本数 (本) WM : 配管全長に対するメカニカル直管の単位質量 (kg/m) で下記の式による。 $\frac{\text{メカニカル直管本数}(n) \times 1 \text{ 本当り質量}}{\text{スケルトン図の口径別配管長}}$ W0 : 解析単位質量 (kg/m) L : スケルトン図の口径別配管長 (m) (弁類、伸縮管等の長さを除く) (注) メカニカル直管は定尺以下の長さのものも受口があれば 1 本と数える。</p>	<p>2. 鑄鉄管（呼び径 350mm 以下）材料の積算 鑄鉄管材料費は、口径別にスケルトン図から集計した、弁類、伸縮管等の長さを除く配管長さと同形管の個数、及びメカニカル直管の本数から下記の算出式で積算する。 $M = [\alpha W0 \beta 1 + WM \beta 2 + (W0 - WM - \alpha W0) \beta 3] \times L \times (1 + \gamma 1 \text{ または } \gamma 2)$ M : 全材料費 (円) α : 異形管率 (口径別) β 1 : 異形管単価 (円/kg) β 2 : メカニカル直管単価 (円/kg) β 3 : フランジ長管単価 (円/kg) γ 1 : 接合材料率 (露出配管部) γ 2 : 接合材料率 (水中配管部) n : メカニカル直管本数 (本) WM : 配管全長に対するメカニカル直管の単位質量 (kg/m) で下記の式による。 $\frac{\text{メカニカル直管本数}(n) \times 1 \text{ 本当り質量}}{\text{スケルトン図の口径別配管長}}$ W0 : 解析単位質量 (kg/m) L : スケルトン図の口径別配管長 (m) (弁類、伸縮管等の長さを除く) (注 1) α の計算値が 0 以下の場合 α = 0, 1 以上の場合は α = 1 とする。 (注 2) メカニカル直管は定尺以下の長さのものも受口があれば 1 本と数える。</p>
93	表 記 の 修 正	<p>付-3 関連通達 設計書の作成については、建設省関係通達及び基準等を参照されたい。 なお、主要なものは下記のとおりである。</p>	<p>付-3 関連通達 設計書の作成については、建設省 国土交通省（旧建設省） 関係通達及び基準等を参照されたい。 なお、主要なものは下記のとおりである。</p>

頁	改定趣旨	現 行					改 定																																																																																										
95	基準改定	<p align="center">表-1 機器等据付け歩掛り分類及び類別歩掛り表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>分類目標</th> <th>機 器 等 名 称</th> <th>範 囲</th> <th>据付工（人） X：1台当り質量（t） X'：1槽当り必要空気量（m³/min）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1類</td> <td>比較的高速回転の回転機器</td> <td>ポンプ、ブロワ、モータ、減速機、真空ポンプ、空気圧縮機、エンジン、遠心濃縮機、遠心脱水機等</td> <td>(a)本体に付属するバルブ以後の給油及び給水等小配管は、管の歩掛りによる。 (b)流体機器の吸込み、吐出フランジ以後は、弁または管の歩掛りによる。 (c)共通ベットのがあるものは、これを含む。</td> <td>12.2X^{0.711}</td> </tr> <tr> <td>第2類</td> <td>芯出し調整の楽な機器</td> <td>弁類（自動（電動、空気）弁呼び径100mm以上、手動弁呼び径400mm以上）、フィルタ（油式、乾式）、モータ用抵抗制御器、水中ポンプ、ファン、水中攪拌機、水中機械式曝気機等</td> <td>(a)自動（電動・空気）弁呼び径90mm以下、手動弁呼び径350mm以下の弁類で鑄鉄管配管中のものは、鑄鉄管歩掛りにより算出し、鋼管配管中のものは小配管歩掛りに含む。 (b)弁のフランジ接合は、管の歩掛りによる。 (c)付属するモータ、減速機等（バルブコントローラ）を含む。</td> <td>4.8X^{0.776}</td> </tr> <tr> <td>第3類</td> <td>芯出し調整が必要な機器</td> <td>止水扉、制水扉、塩素関係機器、ボイラ等</td> <td>(a)バルブコントローラのあるものはこれを含む。 (b)配管を除いた油圧装置を含む。</td> <td>14.2X^{0.676}</td> </tr> <tr> <td>第4類</td> <td>貯留機器</td> <td>タンク類、塔類（スクラバ、サイレンサ）、熱交換器、ストレーナ類、急速ろ過機（鋼製）等</td> <td>(a) 取出しフランジ以後は管の歩掛りによる。</td> <td>4.8X</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5類</td> <td rowspan="2">散気設備</td> <td>メンブレン式散気装置、高密度配置式散気装置等</td> <td>(a)バルブからライザ管、ヘッダ管、エアレーション装置、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)水中機械式曝気機は、第2類とする。 (c)深槽用架台は、第7類とする。</td> <td>3.5X'</td> </tr> <tr> <td>散気板、散気筒（散気管）</td> <td>(a)バルブからライザ管、ホルダ、散気板（筒、管）、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)深槽用架台は、第7類とする。</td> <td>表-2、表-3参照</td> </tr> <tr> <td>第6類</td> <td>比較的低速回転で、現場組立部品が多いもの</td> <td>沈砂池機械、沈殿池機械、コンベヤ類、ホッパ類、汚泥濃縮タンク機械、物上げ機械、脱水機（BP、加圧）、機械曝気機（オキシデーションディッチ用）等</td> <td>(a)付属するモータ、減速機等駆動装置を含む。 (b)点検用歩廊、階段は第7類とする。</td> <td>7.5X</td> </tr> <tr> <td>第7類</td> <td>安全設備、架台類</td> <td>鋼製渡り、手すり、鋼製ふた類、管支持架台、点検歩廊、階段、防泡金網、カバー等</td> <td></td> <td>4.9X</td> </tr> </tbody> </table>					分類	分類目標	機 器 等 名 称	範 囲	据付工（人） X：1台当り質量（t） X'：1槽当り必要空気量（m ³ /min）	第1類	比較的高速回転の回転機器	ポンプ、ブロワ、モータ、減速機、真空ポンプ、空気圧縮機、エンジン、遠心濃縮機、遠心脱水機等	(a)本体に付属するバルブ以後の給油及び給水等小配管は、管の歩掛りによる。 (b)流体機器の吸込み、吐出フランジ以後は、弁または管の歩掛りによる。 (c)共通ベットのがあるものは、これを含む。	12.2X ^{0.711}	第2類	芯出し調整の楽な機器	弁類（自動（電動、空気）弁呼び径100mm以上、手動弁呼び径400mm以上）、フィルタ（油式、乾式）、モータ用抵抗制御器、水中ポンプ、ファン、水中攪拌機、水中機械式曝気機等	(a)自動（電動・空気）弁呼び径90mm以下、手動弁呼び径350mm以下の弁類で鑄鉄管配管中のものは、鑄鉄管歩掛りにより算出し、鋼管配管中のものは小配管歩掛りに含む。 (b)弁のフランジ接合は、管の歩掛りによる。 (c)付属するモータ、減速機等（バルブコントローラ）を含む。	4.8X ^{0.776}	第3類	芯出し調整が必要な機器	止水扉、制水扉、塩素関係機器、ボイラ等	(a)バルブコントローラのあるものはこれを含む。 (b)配管を除いた油圧装置を含む。	14.2X ^{0.676}	第4類	貯留機器	タンク類、塔類（スクラバ、サイレンサ）、熱交換器、ストレーナ類、急速ろ過機（鋼製）等	(a) 取出しフランジ以後は管の歩掛りによる。	4.8X	第5類	散気設備	メンブレン式散気装置、高密度配置式散気装置等	(a)バルブからライザ管、ヘッダ管、エアレーション装置、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)水中機械式曝気機は、第2類とする。 (c)深槽用架台は、第7類とする。	3.5X'	散気板、散気筒（散気管）	(a)バルブからライザ管、ホルダ、散気板（筒、管）、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)深槽用架台は、第7類とする。	表-2、表-3参照	第6類	比較的低速回転で、現場組立部品が多いもの	沈砂池機械、沈殿池機械、コンベヤ類、ホッパ類、汚泥濃縮タンク機械、物上げ機械、脱水機（BP、加圧）、機械曝気機（オキシデーションディッチ用）等	(a)付属するモータ、減速機等駆動装置を含む。 (b)点検用歩廊、階段は第7類とする。	7.5X	第7類	安全設備、架台類	鋼製渡り、手すり、鋼製ふた類、管支持架台、点検歩廊、階段、防泡金網、カバー等		4.9X	<p align="center">表-1 機器等据付け歩掛り分類及び類別歩掛り表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>分類目標</th> <th>機 器 等 名 称</th> <th>範 囲</th> <th>据付工（人） X：1台当り質量（t） X'：1槽当り必要空気量（m³/min）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1類</td> <td>比較的高速回転の回転機器</td> <td>ポンプ、ブロワ、モータ、減速機、真空ポンプ、空気圧縮機、エンジン、遠心濃縮機、遠心脱水機等</td> <td>(a)本体に付属するバルブ以後の給油及び給水等小配管は、管の歩掛りによる。 (b)流体機器の吸込み、吐出フランジ以後は、弁または管の歩掛りによる。 (c)共通ベットのがあるものは、これを含む。</td> <td>12.2X^{0.711}</td> </tr> <tr> <td>第2類</td> <td>芯出し調整の楽な機器</td> <td>弁類（自動（電動、空気）弁呼び径100mm以上、手動弁呼び径400mm以上）、フィルタ（油式、乾式）、モータ用抵抗制御器、水中ポンプ、ファン、水中攪拌機、水中機械式曝気機等</td> <td>(a)自動（電動・空気）弁呼び径90mm以下、手動弁呼び径350mm以下の弁類で鑄鉄管配管中のものは、鑄鉄管歩掛りにより算出し、鋼管配管中のものは小配管歩掛りに含む。 (b)弁のフランジ接合は、管の歩掛りによる。 (c)付属するモータ、減速機等（バルブコントローラ）を含む。</td> <td>4.8X^{0.776}</td> </tr> <tr> <td>第3類</td> <td>芯出し調整が必要な機器</td> <td>止水扉、制水扉、塩素関係機器、ボイラ等</td> <td>(a)バルブコントローラのあるものはこれを含む。 (b)配管を除いた油圧装置を含む。</td> <td>14.2X^{0.676}</td> </tr> <tr> <td>第4類</td> <td>貯留機器</td> <td>タンク類、塔類（スクラバ、サイレンサ）、熱交換器、ストレーナ類、急速ろ過機（鋼製）等</td> <td>(b) 取出しフランジ以後は管の歩掛りによる。</td> <td>4.8X</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5類</td> <td rowspan="2">散気設備</td> <td>メンブレン式散気装置、高密度配置式散気装置等</td> <td>(a)バルブからライザ管、ヘッダ管、エアレーション装置、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)水中機械式曝気機は、第2類とする。 (c)深槽用架台は、第7類とする。</td> <td>3.8X'</td> </tr> <tr> <td>散気板、散気筒（散気管）</td> <td>(a)バルブからライザ管、ホルダ、散気板（筒、管）、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)深槽用架台は、第7類とする。</td> <td>表-2、表-3参照</td> </tr> <tr> <td>第6類</td> <td>比較的低速回転で、現場組立部品が多いもの</td> <td>沈砂池機械、沈殿池機械、コンベヤ類、ホッパ類、汚泥濃縮タンク機械、物上げ機械、脱水機（BP、加圧）、機械曝気機（オキシデーションディッチ用）等</td> <td>(a)付属するモータ、減速機等駆動装置を含む。 (b)点検用歩廊、階段は第7類とする。</td> <td>7.5X</td> </tr> <tr> <td>第7類</td> <td>安全設備、架台類</td> <td>鋼製渡り、手すり、鋼製ふた類、管支持架台、点検歩廊、階段、防泡金網、カバー等</td> <td></td> <td>4.9X</td> </tr> </tbody> </table>					分類	分類目標	機 器 等 名 称	範 囲	据付工（人） X：1台当り質量（t） X'：1槽当り必要空気量（m ³ /min）	第1類	比較的高速回転の回転機器	ポンプ、ブロワ、モータ、減速機、真空ポンプ、空気圧縮機、エンジン、遠心濃縮機、遠心脱水機等	(a)本体に付属するバルブ以後の給油及び給水等小配管は、管の歩掛りによる。 (b)流体機器の吸込み、吐出フランジ以後は、弁または管の歩掛りによる。 (c)共通ベットのがあるものは、これを含む。	12.2X ^{0.711}	第2類	芯出し調整の楽な機器	弁類（自動（電動、空気）弁呼び径100mm以上、手動弁呼び径400mm以上）、フィルタ（油式、乾式）、モータ用抵抗制御器、水中ポンプ、ファン、水中攪拌機、水中機械式曝気機等	(a)自動（電動・空気）弁呼び径90mm以下、手動弁呼び径350mm以下の弁類で鑄鉄管配管中のものは、鑄鉄管歩掛りにより算出し、鋼管配管中のものは小配管歩掛りに含む。 (b)弁のフランジ接合は、管の歩掛りによる。 (c)付属するモータ、減速機等（バルブコントローラ）を含む。	4.8X ^{0.776}	第3類	芯出し調整が必要な機器	止水扉、制水扉、塩素関係機器、ボイラ等	(a)バルブコントローラのあるものはこれを含む。 (b)配管を除いた油圧装置を含む。	14.2X ^{0.676}	第4類	貯留機器	タンク類、塔類（スクラバ、サイレンサ）、熱交換器、ストレーナ類、急速ろ過機（鋼製）等	(b) 取出しフランジ以後は管の歩掛りによる。	4.8X	第5類	散気設備	メンブレン式散気装置、高密度配置式散気装置等	(a)バルブからライザ管、ヘッダ管、エアレーション装置、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)水中機械式曝気機は、第2類とする。 (c)深槽用架台は、第7類とする。	3.8X'	散気板、散気筒（散気管）	(a)バルブからライザ管、ホルダ、散気板（筒、管）、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)深槽用架台は、第7類とする。	表-2、表-3参照	第6類	比較的低速回転で、現場組立部品が多いもの	沈砂池機械、沈殿池機械、コンベヤ類、ホッパ類、汚泥濃縮タンク機械、物上げ機械、脱水機（BP、加圧）、機械曝気機（オキシデーションディッチ用）等	(a)付属するモータ、減速機等駆動装置を含む。 (b)点検用歩廊、階段は第7類とする。	7.5X	第7類	安全設備、架台類	鋼製渡り、手すり、鋼製ふた類、管支持架台、点検歩廊、階段、防泡金網、カバー等		4.9X
分類	分類目標	機 器 等 名 称	範 囲	据付工（人） X：1台当り質量（t） X'：1槽当り必要空気量（m ³ /min）																																																																																													
第1類	比較的高速回転の回転機器	ポンプ、ブロワ、モータ、減速機、真空ポンプ、空気圧縮機、エンジン、遠心濃縮機、遠心脱水機等	(a)本体に付属するバルブ以後の給油及び給水等小配管は、管の歩掛りによる。 (b)流体機器の吸込み、吐出フランジ以後は、弁または管の歩掛りによる。 (c)共通ベットのがあるものは、これを含む。	12.2X ^{0.711}																																																																																													
第2類	芯出し調整の楽な機器	弁類（自動（電動、空気）弁呼び径100mm以上、手動弁呼び径400mm以上）、フィルタ（油式、乾式）、モータ用抵抗制御器、水中ポンプ、ファン、水中攪拌機、水中機械式曝気機等	(a)自動（電動・空気）弁呼び径90mm以下、手動弁呼び径350mm以下の弁類で鑄鉄管配管中のものは、鑄鉄管歩掛りにより算出し、鋼管配管中のものは小配管歩掛りに含む。 (b)弁のフランジ接合は、管の歩掛りによる。 (c)付属するモータ、減速機等（バルブコントローラ）を含む。	4.8X ^{0.776}																																																																																													
第3類	芯出し調整が必要な機器	止水扉、制水扉、塩素関係機器、ボイラ等	(a)バルブコントローラのあるものはこれを含む。 (b)配管を除いた油圧装置を含む。	14.2X ^{0.676}																																																																																													
第4類	貯留機器	タンク類、塔類（スクラバ、サイレンサ）、熱交換器、ストレーナ類、急速ろ過機（鋼製）等	(a) 取出しフランジ以後は管の歩掛りによる。	4.8X																																																																																													
第5類	散気設備	メンブレン式散気装置、高密度配置式散気装置等	(a)バルブからライザ管、ヘッダ管、エアレーション装置、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)水中機械式曝気機は、第2類とする。 (c)深槽用架台は、第7類とする。	3.5X'																																																																																													
		散気板、散気筒（散気管）	(a)バルブからライザ管、ホルダ、散気板（筒、管）、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)深槽用架台は、第7類とする。	表-2、表-3参照																																																																																													
第6類	比較的低速回転で、現場組立部品が多いもの	沈砂池機械、沈殿池機械、コンベヤ類、ホッパ類、汚泥濃縮タンク機械、物上げ機械、脱水機（BP、加圧）、機械曝気機（オキシデーションディッチ用）等	(a)付属するモータ、減速機等駆動装置を含む。 (b)点検用歩廊、階段は第7類とする。	7.5X																																																																																													
第7類	安全設備、架台類	鋼製渡り、手すり、鋼製ふた類、管支持架台、点検歩廊、階段、防泡金網、カバー等		4.9X																																																																																													
分類	分類目標	機 器 等 名 称	範 囲	据付工（人） X：1台当り質量（t） X'：1槽当り必要空気量（m ³ /min）																																																																																													
第1類	比較的高速回転の回転機器	ポンプ、ブロワ、モータ、減速機、真空ポンプ、空気圧縮機、エンジン、遠心濃縮機、遠心脱水機等	(a)本体に付属するバルブ以後の給油及び給水等小配管は、管の歩掛りによる。 (b)流体機器の吸込み、吐出フランジ以後は、弁または管の歩掛りによる。 (c)共通ベットのがあるものは、これを含む。	12.2X ^{0.711}																																																																																													
第2類	芯出し調整の楽な機器	弁類（自動（電動、空気）弁呼び径100mm以上、手動弁呼び径400mm以上）、フィルタ（油式、乾式）、モータ用抵抗制御器、水中ポンプ、ファン、水中攪拌機、水中機械式曝気機等	(a)自動（電動・空気）弁呼び径90mm以下、手動弁呼び径350mm以下の弁類で鑄鉄管配管中のものは、鑄鉄管歩掛りにより算出し、鋼管配管中のものは小配管歩掛りに含む。 (b)弁のフランジ接合は、管の歩掛りによる。 (c)付属するモータ、減速機等（バルブコントローラ）を含む。	4.8X ^{0.776}																																																																																													
第3類	芯出し調整が必要な機器	止水扉、制水扉、塩素関係機器、ボイラ等	(a)バルブコントローラのあるものはこれを含む。 (b)配管を除いた油圧装置を含む。	14.2X ^{0.676}																																																																																													
第4類	貯留機器	タンク類、塔類（スクラバ、サイレンサ）、熱交換器、ストレーナ類、急速ろ過機（鋼製）等	(b) 取出しフランジ以後は管の歩掛りによる。	4.8X																																																																																													
第5類	散気設備	メンブレン式散気装置、高密度配置式散気装置等	(a)バルブからライザ管、ヘッダ管、エアレーション装置、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)水中機械式曝気機は、第2類とする。 (c)深槽用架台は、第7類とする。	3.8X'																																																																																													
		散気板、散気筒（散気管）	(a)バルブからライザ管、ホルダ、散気板（筒、管）、架台まで含む据付け歩掛りである。 (b)深槽用架台は、第7類とする。	表-2、表-3参照																																																																																													
第6類	比較的低速回転で、現場組立部品が多いもの	沈砂池機械、沈殿池機械、コンベヤ類、ホッパ類、汚泥濃縮タンク機械、物上げ機械、脱水機（BP、加圧）、機械曝気機（オキシデーションディッチ用）等	(a)付属するモータ、減速機等駆動装置を含む。 (b)点検用歩廊、階段は第7類とする。	7.5X																																																																																													
第7類	安全設備、架台類	鋼製渡り、手すり、鋼製ふた類、管支持架台、点検歩廊、階段、防泡金網、カバー等		4.9X																																																																																													

頁	改定趣旨	現 行	改 定																																
97	表記の修正	<p>3-2 下水処理設備用鑄鉄管（直管，異形管）布設 (1) 呼び径 75～350mm</p> <p style="text-align: right;">(人／t)</p> <table border="1" data-bbox="456 328 884 555"> <thead> <tr> <th>呼 び 径 (mm)</th> <th>配 管 工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>31.9</td></tr> <tr><td>100</td><td>30.2</td></tr> <tr><td>150</td><td>27.0</td></tr> <tr><td>200</td><td>24.1</td></tr> <tr><td>250</td><td>21.5</td></tr> <tr><td>300</td><td>19.2</td></tr> <tr><td>350</td><td>17.3</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 鑄鉄管配管中の自動（電動・空気）弁呼び径90mm以下，手動弁呼び径350mm以下の弁類についてもこの歩掛りを用いる。 2 呼び径350mm以下の弁類長さはスケルトン長さに含まない。 3 墨出し，水圧検査，管接合等は含むが，支持架台取付けは含まれていないので別途計上する。 4 屋外配管（地中埋設配管を含む。）については，本歩掛りの25（%）減とする。 5 屋内配管でクレーン類が使用可能な場合は，本歩掛りの30%減とする。なお，この場合クレーン類の積み上げをする必要はない。 6 屋外配管でクレーン類使用の場合は，本歩掛りで47.5（%）減とする。なお，この場合クレーン類の積み上げをする必要はない。「備考4」は適用外とする。 7 既設管廊内及び既設機器設置場所での作業は30%上乘せする。ただし，表-2補正率表 錯綜場所の補正率は適用しない。 既設管廊内及び既設機器設置場所での作業とは，増設工事において配管が既に取付いている既設管廊内及び機器が既に取付いている機械室，ポンプ室等での作業をいう。 8 普通作業員は計上しない。</p>	呼 び 径 (mm)	配 管 工	75	31.9	100	30.2	150	27.0	200	24.1	250	21.5	300	19.2	350	17.3	<p>3-2 下水処理設備用鑄鉄管（直管，異形管）布設 (1) 呼び径 75～350mm</p> <p style="text-align: right;">(人／t)</p> <table border="1" data-bbox="1402 328 1830 555"> <thead> <tr> <th>呼 び 径 (mm)</th> <th>配 管 工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>31.9</td></tr> <tr><td>100</td><td>30.2</td></tr> <tr><td>150</td><td>27.0</td></tr> <tr><td>200</td><td>24.1</td></tr> <tr><td>250</td><td>21.5</td></tr> <tr><td>300</td><td>19.2</td></tr> <tr><td>350</td><td>17.3</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 鑄鉄管配管中の自動（電動・空気）弁呼び径90mm以下，手動弁呼び径350mm以下の弁類についてもこの歩掛りを用いる。 2 呼び径350mm以下の弁類長さはスケルトン長さに含まない。 3 墨出し，水圧検査，管接合等は含むが，支持架台取付けは含まれていないので別途計上する。 4 屋外配管（地中埋設配管を含む。）については，本歩掛りの25-(%)減とする。 5 屋内配管で既設クレーン類が使用可能な場合は，本歩掛りの30%減とする。なお，この場合クレーン類の積み上げをする必要はない。 6 屋外配管で既設クレーン類が使用可能な場合は，本歩掛りので47.5-(%)減とする。なお，この場合クレーン類の積み上げをする必要はない。「備考4」は適用外とする。 7 既設管廊内及び既設機器設置場所での作業は30%上乘せする。ただし，表-2補正率表 錯綜場所の補正率は適用しない。 既設管廊内及び既設機器設置場所での作業とは，増設工事において配管が既に取付いている既設管廊内及び機器が既に取付いている機械室，ポンプ室等での作業をいう。 8 普通作業員は計上しない。</p>	呼 び 径 (mm)	配 管 工	75	31.9	100	30.2	150	27.0	200	24.1	250	21.5	300	19.2	350	17.3
呼 び 径 (mm)	配 管 工																																		
75	31.9																																		
100	30.2																																		
150	27.0																																		
200	24.1																																		
250	21.5																																		
300	19.2																																		
350	17.3																																		
呼 び 径 (mm)	配 管 工																																		
75	31.9																																		
100	30.2																																		
150	27.0																																		
200	24.1																																		
250	21.5																																		
300	19.2																																		
350	17.3																																		

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 ポンプ場・処理場編

工種名	ポンプ場・処理場施設（電気）
-----	----------------

頁	改定趣旨	現 行	改 定
136	基準改定	<p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>カ 完成図書及び電子媒体等の作成に要する費用</p> <p>キ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用（工事情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p>	<p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p> <p>カ 完成図書及び電子媒体等の作成に要する費用</p> <p>キ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>ク 施工管理で使用するOA機器の費用（工事情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 3次元起工測量、3次元設計データ等の作成に要する費用</p> <p>イ 遠隔臨場の実施に要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p>

頁	改定趣旨	別表 1 下水道用電気設備機器主要品目				別表 1 下水道用電気設備機器主要品目			
		設備名称	類 別	品 目	摘 要	設備名称	類 別	品 目	摘 要
143	表記の修正	受 変 電 設 備	金属閉鎖形スイッチギヤ類	引込み盤、受電盤、き電盤、変圧器盤、コンデンサ盤、低圧閉鎖配電盤、アクティブフィルタ盤等		受 変 電 設 備	金属閉鎖形スイッチギヤ類	引込み盤、受電盤、き電盤、変圧器盤、コンデンサ盤、低圧閉鎖配電盤、アクティブフィルタ盤等	
			ガス絶縁・気中絶縁受変電装置類	受電ユニット、変圧器ユニット等			ガス絶縁・気中絶縁受変電装置類	受電ユニット、変圧器ユニット等	
			断路器・遮断器類	断路器、ガス遮断器、真空遮断器、気中遮断器等	高圧コンベネーション及び気中開閉器等を含む		断路器・遮断器類	断路器、ガス遮断器、真空遮断器、気中遮断器等	高圧コンベネーション及び気中開閉器等を含む
			変圧器類	油入変圧器、モールド変圧器、ガス絶縁変圧器等	主として電力用変圧器		変圧器類	油入変圧器、モールド変圧器、ガス絶縁変圧器等	主として電力用変圧器
			その他	避雷器、計器用変成器、進相コンデンサ、直列リアクトル等			その他	避雷器、計器用変成器、進相コンデンサ、直列リアクトル等	
		運 転 操 作 設 備	負荷設備機器類	高圧コンベネーションスタータ、コントロールセンタ、動力制御盤、速度制御装置、補助継電器盤、現場操作盤、電動機等	シーケンスコントローラ、プログラマブルコントローラ等を含む	運 転 操 作 設 備	負荷設備機器類	高圧コンベネーションスタータ、コントロールセンタ、動力制御盤、速度制御装置、補助継電器盤、現場操作盤、電動機等	シーケンスコントローラ、プログラマブルコントローラ等を含む
		特殊電源設備	発電機・原動機類	発電装置（発電機・原動機）、機関補機類、発電機盤、自動始動盤、同期盤、補機盤等		特殊電源設備	発電機・原動機類	発電装置（発電機・原動機）、機関補機類、発電機盤、自動始動盤、同期盤、補機盤等	
			直流電源機器類	整流器盤、蓄電池盤等			直流電源機器類	整流器盤、蓄電池盤等	
			無停電電源機器類	整流器盤、インバータ盤、蓄電池盤等	UPS、蓄電池等含む		無停電電源機器類	整流器盤、インバータ盤、蓄電池盤等	UPS、蓄電池等含む
		監 視 制 御 設 備	監視制御機器類	監視盤、操作盤、補助継電器盤、計装盤、情報伝送装置等	監視制御用コントローラを含む	監 視 制 御 設 備	監視制御機器類	監視盤、操作盤、補助継電器盤、計装盤、情報伝送装置等	監視制御用コントローラを含む
			工業用テレビカメラ類	工業用テレビカメラ、映像モニタ、コントロールパネル等			工業用テレビカメラ類	工業用テレビカメラ、映像モニタ、コントロールパネル等	
			遠方監視制御機器類	遠方監視制御盤、情報伝送装置等			遠方監視制御機器類	遠方監視制御盤、情報伝送装置等	
			気象観測機器類	風向風速計、気温計、雨量計、雨量強度計、気圧計、百葉箱、パネル計器盤等	それぞれの発信器・変換器等と組合せになったもの		気象観測機器類	風向風速計、気温計、雨量計、雨量強度計、気圧計、百葉箱、パネル計器盤等	それぞれの発信器・変換器等と組合せになったもの
		情 報 処 理 設 備	電子計算機機器類	情報処理装置、入出力装置、補助記憶装置、CRT装置、プリンタ等		情 報 処 理 設 備	電子計算機機器類	情報処理装置、入出力装置、補助記憶装置、CRT装置、プリンタ等	

頁	改定趣旨	現 行				改 定				
		計 装 設 備	検出器類	流量計（電磁式、超音波式、オリフィス式等）、液位計（フロート式、投込み式、圧力式、超音波式等）、圧力計、温度計（測温抵抗体、熱電対）、水質計器（pH計、濃度計、DO計、MLSS計、UV計、COD計、残留塩素計、濁度計等）、その他検出器		計 装 設 備	検出器類	流量計（電磁式、超音波式、オリフィス式等）、液位計（フロート式、投込み式、圧力式、超音波式等）、圧力計、温度計（測温抵抗体、熱電対）、水質計器（pH計、濃度計、DO計、MLSS計、UV計、COD計、残留塩素計、濁度計等）、その他検出器		
			表示計器類	指示計、指示警報計、記録計、積算計等				表示計器類	指示計、指示警報計、記録計、積算計等	
			調節計器・演算器類	調節計、比率設定器、警報設定器、手動操作器、開平演算器、ワンループコントローラ等				調節計器・演算器類	調節計、比率設定器、警報設定器、手動操作器、開平演算器、ワンループコントローラ等	
			補助計器類	アレスタ、リミッタ、トランスデューサ、アイソレータ、ディストリビュータ、電源装置等				補助計器類	アレスタ、リミッタ、トランスデューサ、アイソレータ、ディストリビュータ、電源装置等	

160	表記の修正	表-1 補正率表				表-1 補正率表				
		区分	作業種別	補正率	適用基準	区分	作業種別	補正率	適用基準	
		危険作業	高圧充電部に接近して行う作業	0.4	高圧充電部との離隔距離が2m以内の場所	危険作業	高圧充電部に接近して行う作業	0.4	高圧充電部との離隔距離が2m以内の場所	
			低圧充電部に接近して行う作業	0.2	低圧充電部との離隔距離が1m以内の場所			低圧充電部に接近して行う作業	0.2	低圧充電部との離隔距離が1m以内の場所
			悪環境における作業	0.2	毒性ガスの発生するおそれがある場所及び危険物、劇毒物を保管している場所または施工に作業性の悪い場所			悪環境における作業	0.2	毒性ガスの発生するおそれがある場所及び危険物、劇毒物を保管している場所または施工に作業性の悪い場所
			高所または地下における作業	0.1	地表または床面より5m以上、または地下2m以上の場所			高所または地下における作業	0.1	地表または床面より5m以上、または地下2m以上の場所
		作業工程上制約がある作業	複雑な制約がある作業	0.4	次の制約条件がある場合 1) 競合 2) 停電等による作業能率低下	作業工程上制約がある作業	複雑な制約がある作業	0.4	次の制約条件がある場合 1) 競合 2) 停電等による作業能率低下	
			単純な制約がある作業	0.2				単純な制約がある作業	0.2	
		錯綜場所	錯綜があるところでの作業	0.3	機器まわり、管廊等で特に錯綜する場所	錯綜場所	錯綜があるところでの作業	0.3	機器まわり、管廊等で特に錯綜する場所	
		深夜間	夜間作業		関係通達による。	深夜間	夜間作業		関係通達による。	
			深夜作業		関係通達による。			深夜作業		関係通達による。
		備考	1 補正率は、作業内容に応じて特に必要な場合には、適宜補正する。 2 撤去工事の歩掛りにも適用できる。			備考	1 補正率は、作業内容に応じて特に必要な場合には、適宜補正する。 2 撤去工事の歩掛りにも適用できる。			

163	表記の修正	付-2 関連通達	付-2 関連通達
		設計書の作成については、建設省関係通達及び基準等を参照されたい。なお、主要なものは下記のとおりである。	設計書の作成については、 建設省 国土交通省（旧建設省） 関係通達及び基準等を参照されたい。なお、主要なものは下記のとおりである。

171	基準改定	(2) ITV装置				(2) ITV装置					
		作業種別	細別規格	単位	据付 技術者 電工	適用	作業種別	細別規格	単位	据付 技術者 電工	適用
		カメラ		台	0.40 1.2	ケース、制御器含む	カメラ	アナログ伝送	台	0.90 1.09	照明、雲台、中継箱含む
		映像モニタ		〃	0.10 0.20			ネットワーク伝送	〃	0.91 1.77	
		ケーブル補償増幅器		〃	0.10 0.45		カメラ監視制御装置	アナログ伝送	式	1.77 2.89	制御盤、映像データ変換装置、映像データ伝送装置、信号変換装置、画像切替器、増幅器、操作制御装置等を含む
		ITV監視制御装置		式	1.2 2.2	モニタ、カメラ遠方操作器、画像切替器、制御機器等を含む		ネットワーク伝送	〃	1.33 2.09	
		映像モニタ		台	0.64 1.28	モニタ（PC含む）、操作部含む	映像モニタ		台	0.64 1.28	モニタ（PC含む）、操作部含む
		備考	1 カメラは、屋内形、屋外形共通とする。 2 カメラは、ズームレンズ、カメラケース等を含むものとする。			備考	1 カメラは、屋内形、屋外形共通とする。 2 カメラは、ズームレンズ、カメラケース等を含むものとする。				

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 建築設備編

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名	改 定																																																											
194		<p>I 下水道用建築・建築設備請負工事積算基準</p> <p>2. 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、別表－1から別表－6によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－5及び表－6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場環境改善費 ・ 工事場所以外の屋外整理清掃費 ・ 新たな施策等の試行による特別な費用 	建築・建築設備	<p>I 下水道用建築・建築設備請負工事積算基準</p> <p>2. 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、別表－1から別表－6によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－5及び表－6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場環境改善費 ・ 工事場所以外の屋外整理清掃費 ・ 新たな施策等の試行による特別な費用 																																																											
195		<p style="text-align: center;">表－5 建築工事の共通仮設費率を含む内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用</td> </tr> <tr> <td>動 力 用 水 光 熱 費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td> </tr> <tr> <td>屋 外 整 理 清 掃 費</td> <td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機 械 器 具 費</td> <td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なもの費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表－6 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費率を含む内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用</td> </tr> <tr> <td>動 力 用 水 光 熱 費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用	動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なもの費用	項 目	内 容	準 備 費	その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用	動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。	<p style="text-align: center;">表－5 建築工事の共通仮設費率を含む内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用</td> </tr> <tr> <td>動 力 用 水 光 熱 費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td> </tr> <tr> <td>屋 外 整 理 清 掃 費</td> <td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機 械 器 具 費</td> <td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なもの費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表－6 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費率を含む内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用</td> </tr> <tr> <td>動 力 用 水 光 熱 費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用	動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なもの費用	項 目	内 容	準 備 費	その他の準備に要する費用	仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用	動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
項 目	内 容																																																														
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用																																																														
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																																																														
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																														
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用																																																														
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																																														
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用																																																														
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																																																														
そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なもの費用																																																														
項 目	内 容																																																														
準 備 費	その他の準備に要する費用																																																														
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																																																														
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																														
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用																																																														
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。																																																														
項 目	内 容																																																														
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用																																																														
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																																																														
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																														
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用																																																														
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																																														
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用																																																														
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																																																														
そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないものうち軽微なもの費用																																																														
項 目	内 容																																																														
準 備 費	その他の準備に要する費用																																																														
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																																																														
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																																														
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用																																																														
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。																																																														

頁	改定趣旨	現 行		工 種 名		建築・建築設備					
				改 定							
196	基準改定	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用						
		機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用						
		そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用						
		<p>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。</p> <p>(5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独で発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p> <p>(6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p>		<p>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。</p> <p>(5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独で発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p> <p>(6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p>							
		<p style="text-align: center;">別表－1 共通仮設費率 建築工事 新築</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">共通仮設費率 (注1)</td> <td> $K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> Kr : 共通仮設費率 (%) <small>(注4)</small> P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月) </td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) \leq P \leq 5,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>		共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> Kr : 共通仮設費率 (%) <small>(注4)</small> P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)	<p style="text-align: center;">別表－1 共通仮設費率 建築工事 新築</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">共通仮設費率 (注1)</td> <td> $K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> Kr : 共通仮設費率 (%) <small>(注4)</small> P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月) </td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000 (千円) \leq P \leq 5,000,000 (千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>		共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> Kr : 共通仮設費率 (%) <small>(注4)</small> P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)		
共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> Kr : 共通仮設費率 (%) <small>(注4)</small> P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)										
共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> Kr : 共通仮設費率 (%) <small>(注4)</small> P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)										
		<p>建築工事の場合は、監督員詰所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。</p> <p>この場合、新築工事及び改修工事ともに、算定した共通仮設費率に0.9を乗じる。</p>		<p style="color: red;">建築工事において、監督員事務所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。 建築工事の場合は、監督員詰所を設けない場合は共通仮設費率を補正する。</p> <p style="color: red;">この場合、新築工事及び改修工事ともに、算定した共通仮設費率に0.9を乗じる</p>							

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名	改 定																																																													
200	基準改定	<p>下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説</p> <p>3. 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、次式により算定する。 共通仮設費＝(直接工事費×共通仮設費率)＋積み上げによる共通仮設費等 また、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まない。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準別表による。</p> <p>(3) 前記3.(1)における積み上げによる共通仮設費は、必要に応じて建築工事については表－1、建築機械設備工事及び建築電気設備工事については、表－2の内容について算定する。</p> <p style="text-align: center;">表－1 建築工事の共通仮設費の積み上げ内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地測量，道路占有料，仮設用借地料，既存施設内の家具，什器，機器等の移動・復旧に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>宿舍，設計図書によるイメージアップ費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書によるイメージアップ費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員，機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>除雪に要する費用</td> </tr> <tr> <td>揚重機械器具費</td> <td>揚重機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>石綿粉じん濃度測定，石綿含有量調査，室内空気中の化学物質の濃度測定，六価クロム溶出試験，PCB含有シーリング材の調査に要する費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表－2 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費の積み上げ内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地測量に要する費用，道路占有料，仮設用借地料</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>監理事務所，設計図書によるイメージアップに要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書によるイメージアップに要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全管理・合図等の要員に要する費用</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>本受電後の電力基本料金</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>除雪に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量，道路占有料，仮設用借地料，既存施設内の家具，什器，機器等の移動・復旧に要する費用	仮 設 建 物 費	宿舍，設計図書によるイメージアップ費用	工 事 施 設 費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書によるイメージアップ費用	環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員，機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）	屋外整理清掃費	除雪に要する費用	揚重機械器具費	揚重機械器具に要する費用	そ の 他	石綿粉じん濃度測定，石綿含有量調査，室内空気中の化学物質の濃度測定，六価クロム溶出試験，PCB含有シーリング材の調査に要する費用	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量に要する費用，道路占有料，仮設用借地料	仮 設 建 物 費	監理事務所，設計図書によるイメージアップに要する費用	工 事 施 設 費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書によるイメージアップに要する費用	環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用	動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金	屋外整理清掃費	除雪に要する費用	<p>下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説</p> <p>3. 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、次式により算定する。 共通仮設費＝(直接工事費×共通仮設費率)＋積み上げによる共通仮設費等 また、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、建設発生土処分費及び発生材処分費を含まない。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準別表による。</p> <p>(3) 前記3.(1)における積み上げによる共通仮設費については、以下の項目については共通仮設費率に含まれないため、必要に応じて建築工事については表－1、建築機械設備工事及び建築電気設備工事については、設計図書等に基づき積み上げにより表－2の内容について算定する。</p> <p style="text-align: center;">表－1 建築工事の共通仮設費の積み上げ内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地測量，道路占有料，仮設用借地料，既存施設内の家具，什器，機器等の移動・復旧に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>宿舍，設計図書による現場環境改善イメージアップ費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書による現場環境改善イメージアップ費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員，機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>除雪に要する費用</td> </tr> <tr> <td>揚重機械器具等費</td> <td>揚重機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>情報システム費</td> <td>情報共有等のシステム・アプリケーションに要する費用</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>石綿粉じん濃度測定，石綿含有量調査，室内空気中の化学物質の濃度測定，六価クロム溶出試験，PCB含有シーリング材の調査等に類する各種試験費用に要する費用</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表－2 建築機械設備工事及び建築電気設備工事の共通仮設費の積み上げ内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準 備 費</td> <td>敷地測量に要する費用，道路占有料，仮設用借地料</td> </tr> <tr> <td>仮 設 建 物 費</td> <td>監理事務所，設計図書による現場環境改善イメージアップに要する費用</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 設 費</td> <td>仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書による現場環境改善イメージアップに要する費用</td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 費</td> <td>安全管理・合図等の要員に要する費用</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>本受電後の電力基本料金</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>除雪に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量， 道路占有料 ，仮設用借地料，既存施設内の家具，什器，機器等の移動・復旧に要する費用	仮 設 建 物 費	宿舍，設計図書による 現場環境改善イメージアップ 費用	工 事 施 設 費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書による 現場環境改善イメージアップ 費用	環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員，機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）	屋外整理清掃費	除雪に要する費用	揚重機械器具等費	揚重機械器具に要する費用	情報システム費	情報共有等のシステム・アプリケーションに要する費用	そ の 他	石綿粉じん濃度測定，石綿含有量調査，室内空気中の化学物質の濃度測定，六価クロム溶出試験，PCB含有シーリング材の調査 等に類する各種試験費用に要する費用	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量に要する費用， 道路占有料 ，仮設用借地料	仮 設 建 物 費	監理事務所，設計図書による 現場環境改善イメージアップに要する費用	工 事 施 設 費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書による 現場環境改善イメージアップに要する費用	環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用	動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金	屋外整理清掃費	除雪に要する費用
項 目	内 容																																																																
準 備 費	敷地測量，道路占有料，仮設用借地料，既存施設内の家具，什器，機器等の移動・復旧に要する費用																																																																
仮 設 建 物 費	宿舍，設計図書によるイメージアップ費用																																																																
工 事 施 設 費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書によるイメージアップ費用																																																																
環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員，機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）																																																																
屋外整理清掃費	除雪に要する費用																																																																
揚重機械器具費	揚重機械器具に要する費用																																																																
そ の 他	石綿粉じん濃度測定，石綿含有量調査，室内空気中の化学物質の濃度測定，六価クロム溶出試験，PCB含有シーリング材の調査に要する費用																																																																
項 目	内 容																																																																
準 備 費	敷地測量に要する費用，道路占有料，仮設用借地料																																																																
仮 設 建 物 費	監理事務所，設計図書によるイメージアップに要する費用																																																																
工 事 施 設 費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書によるイメージアップに要する費用																																																																
環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用																																																																
動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金																																																																
屋外整理清掃費	除雪に要する費用																																																																
項 目	内 容																																																																
準 備 費	敷地測量， 道路占有料 ，仮設用借地料，既存施設内の家具，什器，機器等の移動・復旧に要する費用																																																																
仮 設 建 物 費	宿舍，設計図書による 現場環境改善イメージアップ 費用																																																																
工 事 施 設 費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書による 現場環境改善イメージアップ 費用																																																																
環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員，機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）																																																																
屋外整理清掃費	除雪に要する費用																																																																
揚重機械器具等費	揚重機械器具に要する費用																																																																
情報システム費	情報共有等のシステム・アプリケーションに要する費用																																																																
そ の 他	石綿粉じん濃度測定，石綿含有量調査，室内空気中の化学物質の濃度測定，六価クロム溶出試験，PCB含有シーリング材の調査 等に類する各種試験費用に要する費用																																																																
項 目	内 容																																																																
準 備 費	敷地測量に要する費用， 道路占有料 ，仮設用借地料																																																																
仮 設 建 物 費	監理事務所，設計図書による 現場環境改善イメージアップに要する費用																																																																
工 事 施 設 費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書による 現場環境改善イメージアップに要する費用																																																																
環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用																																																																
動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金																																																																
屋外整理清掃費	除雪に要する費用																																																																

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 建築設備編

		工種名	
		建築・建築設備	
頁	改定趣旨	現 行	改 定
201	基準改定	<p>(4) 建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主体構造物に係わる鉄骨工事の直接工事費（ただし、建方用機械器具費を除く。）を鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に加算した全体の直接工事費に対応する共通仮設費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率により共通仮設費を算定し、鉄骨工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率に0.9を乗じて共通仮設費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。</p> <p>(5) 建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、一般工事とその他工事を同一工事で発注する場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事の共通仮設費は別途算定する。</p> <p>この場合、その他工事の直接工事費に対応する共通仮設費率は、1%として共通仮設費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。</p> <p>(6) その他工事を単独で発注する場合は、原則として専門工事業者等の見積りを基に共通仮設費を算定する。</p> <p>(7) 設計変更における共通仮設費の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、共通仮設費の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の共通仮設費を算定し、この額から当初発注工事の共通仮設費を控除して算定する。</p> <p>4. 現場管理費の算定</p> <p>(1) 現場管理費は、次式により算定する。 現場管理費＝（純工事費×現場管理費率）＋積み上げによる現場管理費 また、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まない。</p> <p>(2) 現場管理費率は、下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準別表による。</p> <p>(3) 前記4.(1)における積み上げによる現場管理費は、設計図書による特記事項のうち比率に含まれない内容について別途計上する。</p> <p>(4) 建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主体構造物に係わる鉄骨工事の純工事費を鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に加算した全体の純工事費に対応する現場管理費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に対してはこの現場管理費率により現場管理費を算定し、鉄骨工事の純工事費に対してはこの現場管理費率に1.0を乗じて現場管理費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価は、鉄骨工事以外の一般工事の工事原価と鉄骨工事の工事原価に区分するものとする。</p> <p>(5) 建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事の純工事費は別途算定する。この場合、その他工事の純工事費に対応する現場管理費率は、2%として現場管理費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価とその他工事の工事原価に区分する。</p> <p>(6) その他工事を単独で発注する場合は、前出3. 共通仮設費の算定と同様に原則として専門工事業者等の見積りを基に現場管理費を算定する。</p> <p>(7) 設計変更における現場管理費の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、現場管理費の設計</p>	<p>(4) 建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主体構造物に係わる鉄骨工事の直接工事費（ただし、建方用機械器具費を除く。）を鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に加算した全体の直接工事費に対応する共通仮設費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率により 共通仮設費を算定し、鉄骨工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率に 1.0 0.9 を乗じて共通仮設費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。</p> <p>(5) 建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の発注において、一般工事とその他工事を同一工事で発注する場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事の共通仮設費は別途算定する。 この場合、その他工事の直接工事費に対応する共通仮設費率は、1%として共通仮設費を算定する。 なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。</p> <p>(6) その他工事を単独で発注する場合は、原則として専門工事業者等の見積りを基に共通仮設費を算定する。</p> <p>(5-7) 設計変更における共通仮設費の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、共通仮設費の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の共通仮設費を算定し、この額から当初発注工事の共通仮設費を控除して算定する。</p> <p>(6) とりこわし工事※を含めて発注する場合は、新営建築工事の率を採用する。 ※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）</p> <p>4. 現場管理費の算定</p> <p>(1) 現場管理費は、次式により算定する。 現場管理費＝（純工事費×現場管理費率）＋積み上げによる現場管理費 また、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、建設発生材処分費及び発生材処分費を含まない。</p> <p>(2) 現場管理費率は、下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準別表による。</p> <p>(3) 前記4.(1)における積み上げによる現場管理費は、設計図書による特記事項のうち比率に含まれない内容について別途計上する。</p> <p>(4) 建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主体構造物に係わる鉄骨工事の純工事費を鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に加算した全体の純工事費に対応する現場管理費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に対してはこの現場管理費率により 現場管理費を算定し、鉄骨工事の純工事費に対してはこの現場管理費率に1.0を乗じて現場管理費を算定する。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを鉄骨工事以外の一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価は、鉄骨 工事以外の一般工事の工事原価と鉄骨工事の工事原価に区分するものとする。</p> <p>(5) 建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事の純工事費は別途算定する。この場合、その他工事の純工事費に対応する現場管理費率は、2%として現場管理費を算定する。 なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価とその他工事の工事原価 に区分する。</p> <p>(6) その他工事を単独で発注する場合は、前出3. 共通仮設費の算定と同様に原則として専門工事業者等の見積りを基に現場管理費を算定する。</p> <p>(5-7) 設計変更における現場管理費の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、現場管理費の設計</p>

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名	改 定																																			
202	基準改定	<p>変更額は、設計変更の内容を含む全体の現場管理費を算定し、この額から当初発注工事の現場管理費を控除して算定する。</p> <p>5. 一般管理費等の算定</p> <p>(1) 一般管理費等を算定する場合は、次式により計算する。 一般管理費等 = (工事原価 × 一般管理費等率) + 積み上げによる一般管理費等 なお、契約保証費については、工事原価に表-3による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。</p> <p style="text-align: center;">表-3 契約保証費率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)</td> <td style="text-align: center;">0.04</td> </tr> <tr> <td>保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> </tr> <tr> <td>保証の方法3：上記以外の場合</td> <td style="text-align: center;">補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合</p> <p>(2) 一般管理費等率は、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事のいずれかを一括で発注する場合は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>(3) 前払金の支出割合が35%以下において、一般管理費等を算定する場合は、表-4の前払金支出割合の区分毎に定める補正係数を一般管理費等率に乗じるものとする。 なお、この前払金支出割合による補正は、前払金の支出割合に対して補正係数を求め、一般管理費等率に乗じるもので、支払限度額の割合に対しては、適用しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-4 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5以下</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>5を越え15以下</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>15を越え25以下</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> <tr> <td>25を越え35以下</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) その他工事を単独で発注する場合は、前出3. 共通仮設費の算定と同様に原則として専門工事業者等の見積りを基に一般管理費等を算定する。</p> <p>(5) 設計変更における一般管理費等の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、一般管理費等の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の一般管理費等を算定し、この額から当初発注工事の一般管理費等を控除して算定する。</p>	内 容	(%)	保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04	保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	保証の方法3：上記以外の場合	補正しない	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	5以下	1.05	5を越え15以下	1.04	15を越え25以下	1.03	25を越え35以下	1.01	<p>変更額は、設計変更の内容を含む全体の現場管理費を算定し、この額から当初発注工事の現場管理費を控除して算定する。</p> <p>(6) とりこわし工事※を含めて発注する場合は、新営建築工事の率を採用する。 ※建築物等の解体を行う工事(改修に伴う撤去工事は除く)</p> <p>5. 一般管理費等の算定</p> <p>(1) 一般管理費等を算定する場合は、次式により計算する。 一般管理費等 = (工事原価 × 一般管理費等率) + 積み上げによる一般管理費等 なお、契約保証費については、工事原価に表-3による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。</p> <p style="text-align: center;">表-3 契約保証費率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)</td> <td style="text-align: center;">0.04</td> </tr> <tr> <td>保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> </tr> <tr> <td>保証の方法3：上記以外の場合</td> <td style="text-align: center;">補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合</p> <p>(2) 一般管理費等率は、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事のいずれかを一括で発注する場合は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>(3) 前払金の支出割合が35%以下において、一般管理費等を算定する場合は、表-4の前払金支出割合の区分毎に定める補正係数を一般管理費等率に乗じるものとする。 なお、この前払金支出割合による補正は、前払金の支出割合に対して補正係数を求め、一般管理費等率に乗じるもので、支払限度額の割合に対しては、適用しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-4 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5以下</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>5を越え15以下</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>15を越え25以下</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> <tr> <td>25を越え35以下</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) その他工事を単独で発注する場合は、前出3. 共通仮設費の算定と同様に原則として専門工事業者等の見積りを基に一般管理費等を算定する。</p> <p>(4-5) 設計変更における一般管理費等の算定は、当初発注時と同様の方法による。また、一般管理費等の設計変更額は、設計変更の内容を含む全体の一般管理費等を算定し、この額から当初発注工事の一般管理費等を控除して算定する。</p>	内 容	(%)	保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04	保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	保証の方法3：上記以外の場合	補正しない	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	5以下	1.05	5を越え15以下	1.04	15を越え25以下	1.03	25を越え35以下	1.01
内 容	(%)																																						
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04																																						
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																																						
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない																																						
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																																						
5以下	1.05																																						
5を越え15以下	1.04																																						
15を越え25以下	1.03																																						
25を越え35以下	1.01																																						
内 容	(%)																																						
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04																																						
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																																						
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない																																						
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																																						
5以下	1.05																																						
5を越え15以下	1.04																																						
15を越え25以下	1.03																																						
25を越え35以下	1.01																																						

頁		改定趣旨	現 行	工 種 名	改 定
203	基準改定		<p>6. その他</p> <p>(1) 共通費を算出する場合の直接工事費には、各種負担金の他、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び設備工事における本受電後の電気基本料金を含まないものとする。 なお、設計変更において、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額/当初本工事費内訳書記載の工事価格」の比率を求める場合、これらの費用は比率の算定に含めない。</p> <p>(2) 本「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」の3. 共通仮設費の算定(4)及び4. 現場管理費の算定(4)で「建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリートの主体構造物に係わる鉄骨工事」の補正、並びに「その他工事」に関する取り扱い細則については、別紙-1及び別紙-2による。</p> <p>(3) 本「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」以外は、「公共建築工事積算基準等資料 第3編 共通費」による。</p> <p>(4) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定 (ア) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 (a) 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。 (b) 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。 (c) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。 (イ) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。</p> <p>(5) 建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 (ア) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 (a) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (b) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (c) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。 (イ) 主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。 (a) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合 (b) 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合 (ウ) 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>(6) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定 (ア) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 (a) 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p>	<p>6. その他</p> <p>(1) 共通費を算出する場合の直接工事費には、各種負担金の他、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び設備工事における本受電後の電気基本料金を含まないものとする。 なお、設計変更において、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額/当初本工事費内訳書記載の工事価格」の比率を求める場合、これらの費用は比率の算定に含めない。</p> <p>(2) 本「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」の3. 共通仮設費の算定(4)及び4. 現場管理費の算定(4)で「建築工事の鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリートの主体構造物に係わる鉄骨工事」の補正、並びに「その他工事」に関する取り扱い細則については、別紙-1及び別紙-2による。</p> <p>(1-3) 本「下水道用建築・建築設備工事共通費積算基準の解説」以外は、「公共建築工事積算基準等資料 第3編 共通費」による。</p> <p>(4) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定 (ア) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 (a) 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。 (b) 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。 (c) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。 (イ) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。</p> <p>(5) 建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定 (ア) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 (a) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (b) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (c) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。 (イ) 主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。 (a) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合 (b) 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合 (ウ) 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>(6) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定 (ア) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。 (a) 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p>	

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 建築設備編

		工種名		建築・建築設備	
頁	改定趣旨	現	行	改	定
204	基準改定	<p>(b) 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>(c) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(イ) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。</p> <p>別紙-1</p> <p>1. 「鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に関わる鉄骨工事」の補正に関する取り扱い細則</p> <p>① S造・SRC造における取り扱い 鉄骨工事として、科目で取り扱う項目(別紙-2参照)は、全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具(定置式・移動式)は、共通仮設費として取り扱う。</p> <p>② RC造における取り扱い RC造の建物において、鉄骨階段・鉄骨庇・設備機器架台等の鉄骨工事が含まれる場合は、補正の対象としない。ただし、体育館・倉庫・格納庫等で屋根部がS造の場合は補正の対象とする。</p> <p>③ 鉄塔の取り扱い 鉄塔については、単体として取り扱い、設置場所(地盤面、RC造屋上面)に拘わらず補正の対象とする。</p> <p>④ フラットデッキの取り扱い フラットデッキについては、S造に限り補正の対象とする。(SRC造、RC造については一般工事とする。)</p> <p>2. 「その他工事」に関する取り扱い細則 「その他工事」として適用する範囲・類型工事(別紙-2参照)は、原則次のおりとする。</p> <p>① 建築工事の発注において、通常の建物本体に含まれない工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊な室内装備品:一般の建築物では装備されることの少ない、書架・実験器具等の特殊な室内装備品とする。 ・造園工事:費目で造園工事として取り扱われる項目全てとする。 ・舗装工事:費目で舗装工事として取り扱われる項目全てとする。 ただし、土木、縁石、側溝は一般工事とする。 ・取り壊し工事:費目で取り壊し工事*として取り扱われる項目全てとする。 ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般(改修)工事とする。 ※建築物等の解体を行う工事(改修に伴う撤去工事は除く) <p>② 建築機械設備工事の発注において、通常の建物本体に含まれない工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さく井設備工事 ・分析ガス設備工事 ・昇降機設備 ・実験機器(ドラフトチャンバー、スクラパー等) <p>③ 建築電気設備工事の発注において、通常の建物本体に含まれない工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質測定試験機器 ・電波障害防除設備工事 	<p>(b) 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>(c) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(イ) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。</p> <p>別紙-1</p> <p>1. 「鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に関わる鉄骨工事」の補正に関する取り扱い細則</p> <p>① S造・SRC造における取り扱い 鉄骨工事として、科目で取り扱う項目(別紙-2参照)は、全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具(定置式・移動式)は、共通仮設費として取り扱う。</p> <p>② RC造における取り扱い RC造の建物において、鉄骨階段・鉄骨庇・設備機器架台等の鉄骨工事が含まれる場合は、補正の対象としない。ただし、体育館・倉庫・格納庫等で屋根部がS造の場合は補正の対象とする。</p> <p>③ 鉄塔の取り扱い 鉄塔については、単体として取り扱い、設置場所(地盤面、RC造屋上面)に拘わらず補正の対象とする。</p> <p>④ フラットデッキの取り扱い フラットデッキについては、S造に限り補正の対象とする。(SRC造、RC造については一般工事とする。)</p> <p>2. 「その他工事」に関する取り扱い細則 「その他工事」として適用する範囲・類型工事(別紙-2参照)は、原則次のおりとする。</p> <p>① 建築工事の発注において、通常の建物本体に含まれない工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊な室内装備品:一般の建築物では装備されることの少ない、書架・実験器具等の特殊な室内装備品とする。 ・造園工事:費目で造園工事として取り扱われる項目全てとする。 ・舗装工事:費目で舗装工事として取り扱われる項目全てとする。 ただし、土木、縁石、側溝は一般工事とする。 ・取り壊し工事:費目で取り壊し工事*として取り扱われる項目全てとする。 ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般(改修)工事とする。 ※建築物等の解体を行う工事(改修に伴う撤去工事は除く) <p>② 建築機械設備工事の発注において、通常の建物本体に含まれない工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さく井設備工事 ・分析ガス設備工事 ・昇降機設備 ・実験機器(ドラフトチャンバー、スクラパー等) <p>③ 建築電気設備工事の発注において、通常の建物本体に含まれない工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質測定試験機器 ・電波障害防除設備工事 		

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第2巻 建築設備編

頁	改定趣旨	現	行																																																																																																																																																																				
205	基準改定	別紙-2	<p>S造・SRC造における補正 (注) ○印は対象項目, △印は鉄骨造のみ対象項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">鉄骨工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材費</td> <td>○</td> <td>溶接試験</td> <td>○</td> <td>専用仮設</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>工場加工費</td> <td>○</td> <td>現場溶接</td> <td>○</td> <td>付帯鉄骨(母屋, 胴縁)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鉄骨運搬費</td> <td>○</td> <td>アンカーボルト</td> <td>○</td> <td>鉄骨階段・鉄骨庇</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>工場塗装</td> <td>○</td> <td>スタッド溶接</td> <td>○</td> <td>設備機器架台</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>溶融亜鉛めっき処理</td> <td>○</td> <td>デッキプレート(合成スラブ用)</td> <td>○</td> <td>鉄塔</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場錆止め塗装</td> <td>○</td> <td>柱底均しモルタル</td> <td>○</td> <td>C.W一時ファスナー</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建て方費</td> <td>○</td> <td>耐火被覆</td> <td>○</td> <td>フラットデッキ(床型枠用)</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他工事としての取り扱い(建築工事) (注) ○印は対象項目, ×印は対象外項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">特殊な室内装備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁面収納(スチール棚)</td> <td>○</td> <td>ブラインド</td> <td>×</td> <td>実験流し台</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ローパーション</td> <td>○</td> <td>ファンコイルカバー</td> <td>×</td> <td>実験・医療器具</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>移動書架</td> <td>○</td> <td>じゅうたん</td> <td>×</td> <td>シールド工事</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>書架(スチール棚)</td> <td>○</td> <td>O A フロア</td> <td>×</td> <td>舞台機構装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>書架(既製木製棚)</td> <td>○</td> <td>一般(湯沸室)流し台</td> <td>×</td> <td>浴室・シャワーユニット</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>家具(造り付け以外)</td> <td>○</td> <td>トイレブース</td> <td>×</td> <td>厨房機器</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>造り付け家具</td> <td>×</td> <td>可動・移動間仕切</td> <td>×</td> <td>清掃用ゴンドラ</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>カーテン</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>造園工事</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>樹木費</td> <td>○</td> <td>客土</td> <td>○</td> <td>人工土壌</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>植え込み費</td> <td>○</td> <td>植栽基盤</td> <td>○</td> <td>排水マット敷設</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地被類(芝張り, は種)</td> <td>○</td> <td>土壌改良</td> <td>○</td> <td>庭石・モニュメント</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>支柱</td> <td>○</td> <td>ツリーサークル</td> <td>○</td> <td>温室工事</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>移植</td> <td>○</td> <td>伐採・抜根</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>舗装工事</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>土工事</td> <td>×</td> <td>インターロッキング舗装</td> <td>○</td> <td>トラフィックペイント</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>直接仮設(舗装用)</td> <td>○</td> <td>舗石舗装</td> <td>○</td> <td>縁石</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>アスファルト舗装</td> <td>○</td> <td>グラウンド・テニスコート</td> <td>○</td> <td>L型側溝・V型溝</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装</td> <td>○</td> <td>平板舗装</td> <td>○</td> <td>排水ます</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>タイル張り舗装</td> <td>○</td> <td>路床整正</td> <td>○</td> <td>開きよ(U字溝)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>石張り舗装</td> <td>○</td> <td>舗装機械運搬</td> <td>○</td> <td>排水管</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	鉄骨工事				鋼材費	○	溶接試験	○	専用仮設	○	工場加工費	○	現場溶接	○	付帯鉄骨(母屋, 胴縁)	○	鉄骨運搬費	○	アンカーボルト	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	工場塗装	○	スタッド溶接	○	設備機器架台	○	溶融亜鉛めっき処理	○	デッキプレート(合成スラブ用)	○	鉄塔	○	現場錆止め塗装	○	柱底均しモルタル	○	C.W一時ファスナー	○	建て方費	○	耐火被覆	○	フラットデッキ(床型枠用)	△	特殊な室内装備品				壁面収納(スチール棚)	○	ブラインド	×	実験流し台	○	ローパーション	○	ファンコイルカバー	×	実験・医療器具	○	移動書架	○	じゅうたん	×	シールド工事	○	書架(スチール棚)	○	O A フロア	×	舞台機構装置	○	書架(既製木製棚)	○	一般(湯沸室)流し台	×	浴室・シャワーユニット	×	家具(造り付け以外)	○	トイレブース	×	厨房機器	×	造り付け家具	×	可動・移動間仕切	×	清掃用ゴンドラ	×	カーテン	×					樹木費	○	客土	○	人工土壌	○	植え込み費	○	植栽基盤	○	排水マット敷設	○	地被類(芝張り, は種)	○	土壌改良	○	庭石・モニュメント	○	支柱	○	ツリーサークル	○	温室工事	○	移植	○	伐採・抜根	○			土工事	×	インターロッキング舗装	○	トラフィックペイント	○	直接仮設(舗装用)	○	舗石舗装	○	縁石	×	アスファルト舗装	○	グラウンド・テニスコート	○	L型側溝・V型溝	×	コンクリート舗装	○	平板舗装	○	排水ます	×	タイル張り舗装	○	路床整正	○	開きよ(U字溝)	×	石張り舗装	○	舗装機械運搬	○	排水管	×
			鉄骨工事																																																																																																																																																																				
			鋼材費	○	溶接試験	○	専用仮設	○																																																																																																																																																															
			工場加工費	○	現場溶接	○	付帯鉄骨(母屋, 胴縁)	○																																																																																																																																																															
			鉄骨運搬費	○	アンカーボルト	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△																																																																																																																																																															
			工場塗装	○	スタッド溶接	○	設備機器架台	○																																																																																																																																																															
			溶融亜鉛めっき処理	○	デッキプレート(合成スラブ用)	○	鉄塔	○																																																																																																																																																															
			現場錆止め塗装	○	柱底均しモルタル	○	C.W一時ファスナー	○																																																																																																																																																															
			建て方費	○	耐火被覆	○	フラットデッキ(床型枠用)	△																																																																																																																																																															
			特殊な室内装備品																																																																																																																																																																				
壁面収納(スチール棚)	○	ブラインド	×	実験流し台	○																																																																																																																																																																		
ローパーション	○	ファンコイルカバー	×	実験・医療器具	○																																																																																																																																																																		
移動書架	○	じゅうたん	×	シールド工事	○																																																																																																																																																																		
書架(スチール棚)	○	O A フロア	×	舞台機構装置	○																																																																																																																																																																		
書架(既製木製棚)	○	一般(湯沸室)流し台	×	浴室・シャワーユニット	×																																																																																																																																																																		
家具(造り付け以外)	○	トイレブース	×	厨房機器	×																																																																																																																																																																		
造り付け家具	×	可動・移動間仕切	×	清掃用ゴンドラ	×																																																																																																																																																																		
カーテン	×																																																																																																																																																																						
樹木費	○	客土	○	人工土壌	○																																																																																																																																																																		
植え込み費	○	植栽基盤	○	排水マット敷設	○																																																																																																																																																																		
地被類(芝張り, は種)	○	土壌改良	○	庭石・モニュメント	○																																																																																																																																																																		
支柱	○	ツリーサークル	○	温室工事	○																																																																																																																																																																		
移植	○	伐採・抜根	○																																																																																																																																																																				
土工事	×	インターロッキング舗装	○	トラフィックペイント	○																																																																																																																																																																		
直接仮設(舗装用)	○	舗石舗装	○	縁石	×																																																																																																																																																																		
アスファルト舗装	○	グラウンド・テニスコート	○	L型側溝・V型溝	×																																																																																																																																																																		
コンクリート舗装	○	平板舗装	○	排水ます	×																																																																																																																																																																		
タイル張り舗装	○	路床整正	○	開きよ(U字溝)	×																																																																																																																																																																		
石張り舗装	○	舗装機械運搬	○	排水管	×																																																																																																																																																																		

工種名	建築・建築設備																																																																																																																																																																				
改	定																																																																																																																																																																				
別紙-2	<p>S造・SRC造における補正 (注) ○印は対象項目, △印は鉄骨造のみ対象項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">鉄骨工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材費</td> <td>○</td> <td>溶接試験</td> <td>○</td> <td>専用仮設</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>工場加工費</td> <td>○</td> <td>現場溶接</td> <td>○</td> <td>付帯鉄骨(母屋, 胴縁)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鉄骨運搬費</td> <td>○</td> <td>アンカーボルト</td> <td>○</td> <td>鉄骨階段・鉄骨庇</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>工場塗装</td> <td>○</td> <td>スタッド溶接</td> <td>○</td> <td>設備機器架台</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>溶融亜鉛めっき処理</td> <td>○</td> <td>デッキプレート(合成スラブ用)</td> <td>○</td> <td>鉄塔</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場錆止め塗装</td> <td>○</td> <td>柱底均しモルタル</td> <td>○</td> <td>C.W一時ファスナー</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建て方費</td> <td>○</td> <td>耐火被覆</td> <td>○</td> <td>フラットデッキ(床型枠用)</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他工事としての取り扱い(建築工事) (注) ○印は対象項目, ×印は対象外項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">特殊な室内装備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁面収納(スチール棚)</td> <td>○</td> <td>ブラインド</td> <td>×</td> <td>実験流し台</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ローパーション</td> <td>○</td> <td>ファンコイルカバー</td> <td>×</td> <td>実験・医療器具</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>移動書架</td> <td>○</td> <td>じゅうたん</td> <td>×</td> <td>シールド工事</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>書架(スチール棚)</td> <td>○</td> <td>O A フロア</td> <td>×</td> <td>舞台機構装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>書架(既製木製棚)</td> <td>○</td> <td>一般(湯沸室)流し台</td> <td>×</td> <td>浴室・シャワーユニット</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>家具(造り付け以外)</td> <td>○</td> <td>トイレブース</td> <td>×</td> <td>厨房機器</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>造り付け家具</td> <td>×</td> <td>可動・移動間仕切</td> <td>×</td> <td>清掃用ゴンドラ</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>カーテン</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>造園工事</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>樹木費</td> <td>○</td> <td>客土</td> <td>○</td> <td>人工土壌</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>植え込み費</td> <td>○</td> <td>植栽基盤</td> <td>○</td> <td>排水マット敷設</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地被類(芝張り, は種)</td> <td>○</td> <td>土壌改良</td> <td>○</td> <td>庭石・モニュメント</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>支柱</td> <td>○</td> <td>ツリーサークル</td> <td>○</td> <td>温室工事</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>移植</td> <td>○</td> <td>伐採・抜根</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>舗装工事</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>土工事</td> <td>×</td> <td>インターロッキング舗装</td> <td>○</td> <td>トラフィックペイント</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>直接仮設(舗装用)</td> <td>○</td> <td>舗石舗装</td> <td>○</td> <td>縁石</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>アスファルト舗装</td> <td>○</td> <td>グラウンド・テニスコート</td> <td>○</td> <td>L型側溝・V型溝</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装</td> <td>○</td> <td>平板舗装</td> <td>○</td> <td>排水ます</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>タイル張り舗装</td> <td>○</td> <td>路床整正</td> <td>○</td> <td>開きよ(U字溝)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>石張り舗装</td> <td>○</td> <td>舗装機械運搬</td> <td>○</td> <td>排水管</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	鉄骨工事				鋼材費	○	溶接試験	○	専用仮設	○	工場加工費	○	現場溶接	○	付帯鉄骨(母屋, 胴縁)	○	鉄骨運搬費	○	アンカーボルト	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	工場塗装	○	スタッド溶接	○	設備機器架台	○	溶融亜鉛めっき処理	○	デッキプレート(合成スラブ用)	○	鉄塔	○	現場錆止め塗装	○	柱底均しモルタル	○	C.W一時ファスナー	○	建て方費	○	耐火被覆	○	フラットデッキ(床型枠用)	△	特殊な室内装備品				壁面収納(スチール棚)	○	ブラインド	×	実験流し台	○	ローパーション	○	ファンコイルカバー	×	実験・医療器具	○	移動書架	○	じゅうたん	×	シールド工事	○	書架(スチール棚)	○	O A フロア	×	舞台機構装置	○	書架(既製木製棚)	○	一般(湯沸室)流し台	×	浴室・シャワーユニット	×	家具(造り付け以外)	○	トイレブース	×	厨房機器	×	造り付け家具	×	可動・移動間仕切	×	清掃用ゴンドラ	×	カーテン	×					樹木費	○	客土	○	人工土壌	○	植え込み費	○	植栽基盤	○	排水マット敷設	○	地被類(芝張り, は種)	○	土壌改良	○	庭石・モニュメント	○	支柱	○	ツリーサークル	○	温室工事	○	移植	○	伐採・抜根	○			土工事	×	インターロッキング舗装	○	トラフィックペイント	○	直接仮設(舗装用)	○	舗石舗装	○	縁石	×	アスファルト舗装	○	グラウンド・テニスコート	○	L型側溝・V型溝	×	コンクリート舗装	○	平板舗装	○	排水ます	×	タイル張り舗装	○	路床整正	○	開きよ(U字溝)	×	石張り舗装	○	舗装機械運搬	○	排水管	×
鉄骨工事																																																																																																																																																																					
鋼材費	○	溶接試験	○	専用仮設	○																																																																																																																																																																
工場加工費	○	現場溶接	○	付帯鉄骨(母屋, 胴縁)	○																																																																																																																																																																
鉄骨運搬費	○	アンカーボルト	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△																																																																																																																																																																
工場塗装	○	スタッド溶接	○	設備機器架台	○																																																																																																																																																																
溶融亜鉛めっき処理	○	デッキプレート(合成スラブ用)	○	鉄塔	○																																																																																																																																																																
現場錆止め塗装	○	柱底均しモルタル	○	C.W一時ファスナー	○																																																																																																																																																																
建て方費	○	耐火被覆	○	フラットデッキ(床型枠用)	△																																																																																																																																																																
特殊な室内装備品																																																																																																																																																																					
壁面収納(スチール棚)	○	ブラインド	×	実験流し台	○																																																																																																																																																																
ローパーション	○	ファンコイルカバー	×	実験・医療器具	○																																																																																																																																																																
移動書架	○	じゅうたん	×	シールド工事	○																																																																																																																																																																
書架(スチール棚)	○	O A フロア	×	舞台機構装置	○																																																																																																																																																																
書架(既製木製棚)	○	一般(湯沸室)流し台	×	浴室・シャワーユニット	×																																																																																																																																																																
家具(造り付け以外)	○	トイレブース	×	厨房機器	×																																																																																																																																																																
造り付け家具	×	可動・移動間仕切	×	清掃用ゴンドラ	×																																																																																																																																																																
カーテン	×																																																																																																																																																																				
樹木費	○	客土	○	人工土壌	○																																																																																																																																																																
植え込み費	○	植栽基盤	○	排水マット敷設	○																																																																																																																																																																
地被類(芝張り, は種)	○	土壌改良	○	庭石・モニュメント	○																																																																																																																																																																
支柱	○	ツリーサークル	○	温室工事	○																																																																																																																																																																
移植	○	伐採・抜根	○																																																																																																																																																																		
土工事	×	インターロッキング舗装	○	トラフィックペイント	○																																																																																																																																																																
直接仮設(舗装用)	○	舗石舗装	○	縁石	×																																																																																																																																																																
アスファルト舗装	○	グラウンド・テニスコート	○	L型側溝・V型溝	×																																																																																																																																																																
コンクリート舗装	○	平板舗装	○	排水ます	×																																																																																																																																																																
タイル張り舗装	○	路床整正	○	開きよ(U字溝)	×																																																																																																																																																																
石張り舗装	○	舗装機械運搬	○	排水管	×																																																																																																																																																																

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名	改 定																																																																																																																																																																																																																																																																	
220	基準改定	<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th colspan="2">取り壊し工事※</th></tr> <tr><td>とりこわし費</td><td>○</td></tr> <tr><td>集積積込み</td><td>○</td></tr> <tr><td>アスベスト処理工事費</td><td>×</td></tr> <tr><td>とりこわし材運搬費</td><td>○</td></tr> <tr><td>とりこわし機械運搬</td><td>○</td></tr> </table> <p>※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）</p> <p>II 設計標準歩掛</p> <p>[III] 建築電気設備工事</p> <p>1. 防爆工事</p> <p>(3) 照明器具〔1〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細 目</th> <th rowspan="2">摘 要</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="5">名 称 ・ 数 量</th> </tr> <tr> <th>蛍光灯 個</th> <th>白熱灯 個</th> <th>雑材料</th> <th>電 工 人</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">蛍光灯（直付）</td> <td>安全増 FL20 W×1</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>一式</td> <td>0.21</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>" 20W</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>(材料価 格</td> <td>0.28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×2</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>×0.02)</td> <td>0.34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 40W</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>0.37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×1</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">蛍光灯（パイプ 吊）</td> <td>安全増 FL20 W×1</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>一式</td> <td>0.26</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>" 20W</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>(材料価 格</td> <td>0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×2</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>×0.02)</td> <td>0.34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 40W</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>0.39</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×2</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>白熱灯（直付）</td> <td>安全増 200W ×1</td> <td>個</td> <td></td> <td>1</td> <td>一式</td> <td>0.16</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(材料価 格 ×0.02)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>白熱灯（パイプ 吊）</td> <td>安全増 200W ×1</td> <td>個</td> <td></td> <td>1</td> <td>一式</td> <td>0.18</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(材料価 格 ×0.02)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取り壊し工事※		とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費	×	とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○	細 目	摘 要	単 位	名 称 ・ 数 量					蛍光灯 個	白熱灯 個	雑材料	電 工 人	その他	蛍光灯（直付）	安全増 FL20 W×1	個	1		一式	0.21	一式	" 20W	個	1		(材料価 格	0.28		×2	個	1		×0.02)	0.34		" 40W	個	1			0.37		×1	個	1					蛍光灯（パイプ 吊）	安全増 FL20 W×1	個	1		一式	0.26	一式	" 20W	個	1		(材料価 格	0.30		×2	個	1		×0.02)	0.34		" 40W	個	1			0.39		×2	個	1					白熱灯（直付）	安全増 200W ×1	個		1	一式	0.16	一式						(材料価 格 ×0.02)			白熱灯（パイプ 吊）	安全増 200W ×1	個		1	一式	0.18	一式						(材料価 格 ×0.02)			<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><th colspan="2">取り壊し工事※</th></tr> <tr><td>とりこわし費</td><td>○</td></tr> <tr><td>集積積込み</td><td>○</td></tr> <tr><td>アスベスト処理工事費</td><td>×</td></tr> <tr><td>とりこわし材運搬費</td><td>○</td></tr> <tr><td>とりこわし機械運搬</td><td>○</td></tr> </table> <p>※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）</p> <p>II 設計標準歩掛</p> <p>[III] 建築電気設備工事</p> <p>1. 防爆工事</p> <p>(3) 照明器具〔1〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細 目</th> <th rowspan="2">摘 要</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="5">名 称 ・ 数 量</th> </tr> <tr> <th>蛍光灯 個</th> <th>白熱灯 個</th> <th>雑材料</th> <th>電 工 人</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">蛍光灯（直付）</td> <td>安全増 FL20 W×1</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>一式</td> <td>0.21</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>" 20W</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>(材料価 格</td> <td>0.28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×2</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>×0.02)</td> <td>0.34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 40W</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>0.37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×1</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">蛍光灯（パイプ 吊）</td> <td>安全増 FL20 W×1</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>一式</td> <td>0.26</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>" 20W</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>(材料価 格</td> <td>0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×2</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td>×0.02)</td> <td>0.34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 40W</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>0.39</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×2</td> <td>個</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>白熱灯（直付）</td> <td>安全増 200W ×1</td> <td>個</td> <td></td> <td>1</td> <td>一式</td> <td>0.16</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(材料価 格 ×0.02)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>白熱灯（パイプ 吊）</td> <td>安全増 200W ×1</td> <td>個</td> <td></td> <td>1</td> <td>一式</td> <td>0.18</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(材料価 格 ×0.02)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取り壊し工事※		とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費	×	とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○	細 目	摘 要	単 位	名 称 ・ 数 量					蛍光灯 個	白熱灯 個	雑材料	電 工 人	その他	蛍光灯（直付）	安全増 FL20 W×1	個	1		一式	0.21	一式	" 20W	個	1		(材料価 格	0.28		×2	個	1		×0.02)	0.34		" 40W	個	1			0.37		×1	個	1					蛍光灯（パイプ 吊）	安全増 FL20 W×1	個	1		一式	0.26	一式	" 20W	個	1		(材料価 格	0.30		×2	個	1		×0.02)	0.34		" 40W	個	1			0.39		×2	個	1					白熱灯（直付）	安全増 200W ×1	個		1	一式	0.16	一式						(材料価 格 ×0.02)			白熱灯（パイプ 吊）	安全増 200W ×1	個		1	一式	0.18	一式						(材料価 格 ×0.02)		
取り壊し工事※																																																																																																																																																																																																																																																																					
とりこわし費	○																																																																																																																																																																																																																																																																				
集積積込み	○																																																																																																																																																																																																																																																																				
アスベスト処理工事費	×																																																																																																																																																																																																																																																																				
とりこわし材運搬費	○																																																																																																																																																																																																																																																																				
とりこわし機械運搬	○																																																																																																																																																																																																																																																																				
細 目	摘 要	単 位	名 称 ・ 数 量																																																																																																																																																																																																																																																																		
			蛍光灯 個	白熱灯 個	雑材料	電 工 人	その他																																																																																																																																																																																																																																																														
蛍光灯（直付）	安全増 FL20 W×1	個	1		一式	0.21	一式																																																																																																																																																																																																																																																														
	" 20W	個	1		(材料価 格	0.28																																																																																																																																																																																																																																																															
	×2	個	1		×0.02)	0.34																																																																																																																																																																																																																																																															
	" 40W	個	1			0.37																																																																																																																																																																																																																																																															
	×1	個	1																																																																																																																																																																																																																																																																		
蛍光灯（パイプ 吊）	安全増 FL20 W×1	個	1		一式	0.26	一式																																																																																																																																																																																																																																																														
	" 20W	個	1		(材料価 格	0.30																																																																																																																																																																																																																																																															
	×2	個	1		×0.02)	0.34																																																																																																																																																																																																																																																															
	" 40W	個	1			0.39																																																																																																																																																																																																																																																															
	×2	個	1																																																																																																																																																																																																																																																																		
白熱灯（直付）	安全増 200W ×1	個		1	一式	0.16	一式																																																																																																																																																																																																																																																														
					(材料価 格 ×0.02)																																																																																																																																																																																																																																																																
白熱灯（パイプ 吊）	安全増 200W ×1	個		1	一式	0.18	一式																																																																																																																																																																																																																																																														
					(材料価 格 ×0.02)																																																																																																																																																																																																																																																																
取り壊し工事※																																																																																																																																																																																																																																																																					
とりこわし費	○																																																																																																																																																																																																																																																																				
集積積込み	○																																																																																																																																																																																																																																																																				
アスベスト処理工事費	×																																																																																																																																																																																																																																																																				
とりこわし材運搬費	○																																																																																																																																																																																																																																																																				
とりこわし機械運搬	○																																																																																																																																																																																																																																																																				
細 目	摘 要	単 位	名 称 ・ 数 量																																																																																																																																																																																																																																																																		
			蛍光灯 個	白熱灯 個	雑材料	電 工 人	その他																																																																																																																																																																																																																																																														
蛍光灯（直付）	安全増 FL20 W×1	個	1		一式	0.21	一式																																																																																																																																																																																																																																																														
	" 20W	個	1		(材料価 格	0.28																																																																																																																																																																																																																																																															
	×2	個	1		×0.02)	0.34																																																																																																																																																																																																																																																															
	" 40W	個	1			0.37																																																																																																																																																																																																																																																															
	×1	個	1																																																																																																																																																																																																																																																																		
蛍光灯（パイプ 吊）	安全増 FL20 W×1	個	1		一式	0.26	一式																																																																																																																																																																																																																																																														
	" 20W	個	1		(材料価 格	0.30																																																																																																																																																																																																																																																															
	×2	個	1		×0.02)	0.34																																																																																																																																																																																																																																																															
	" 40W	個	1			0.39																																																																																																																																																																																																																																																															
	×2	個	1																																																																																																																																																																																																																																																																		
白熱灯（直付）	安全増 200W ×1	個		1	一式	0.16	一式																																																																																																																																																																																																																																																														
					(材料価 格 ×0.02)																																																																																																																																																																																																																																																																
白熱灯（パイプ 吊）	安全増 200W ×1	個		1	一式	0.18	一式																																																																																																																																																																																																																																																														
					(材料価 格 ×0.02)																																																																																																																																																																																																																																																																

頁		改定趣旨		現 行					工 種 名		建築・建築設備				
221		基準改定		照明器具【2】					照明器具【2】						
細 目	摘 要	単位	名 称 ・ 数 量					H I D 灯 個	投 光 器 個	雑材料	電 工 人	そ の 他			
			H I D 灯 個	投 光 器 個	雑材料	電 工 人	そ の 他								
H I D 灯 (安定器共直付) (安定器共パイプ吊)	安全増 400W	個	1		一式 (材料価格 ×0.02)	0.37	一式								
	安全増 400W	個	1			0.41									
H I D 灯 (安定器別置直付) (安定器別置パイプ吊)	安全増 400W	個	1		一式 (材料価格 ×0.02)	0.34	一式								
	安全増 400W	個	1			0.39									
投光器 (直付)	安全増 400W	個		1	一式 (材料価格 ×0.02)	1.76	一式								
H I D 灯 (安定器共直付) (安定器共パイプ吊)	安全増 400W	個	1		一式 (材料価格 ×0.02)	0.37	一式								
H I D 灯 (安定器別置直付) (安定器別置パイプ吊)	安全増 400W	個	1		一式 (材料価格 ×0.02)	0.34	一式								
投光器 (直付)	安全増 400W	個		1	一式 (材料価格 ×0.02)	1.76	一式								